

2026年度(令和8年度)

引越事業者優良認定制度

申請のご案内



〔申請受付期間〕 2026年7月13日(月)～同8月3日(月)

〔申請書類提出先〕 全日本トラック協会

引越事業者優良認定制度とは

最近の引越事業は、消費者の多種多様な要望に寄り添う引越サービス（引越荷物の運送やそれに係る附帯作業）の提供が求められております。

しかしながら、消費者の要望と引越事業者が提供するサービスの相違からトラブルも多くなっております。

そこで、全日本トラック協会は、消費者が引越事業者を選択しやすい環境をつくるため、引越事業者が使用する「サービス名称」を単位として、正当に審査、認定し、公表する「引越事業者優良認定制度」を実施しています。この制度は以下の3つの柱を目的にしています。

(1) 引越事業者の安心・安全の見える化

「標準引越運送約款」または「国土交通大臣が認可した引越運送約款」に則った引越サービスを消費者に提供する「安心」と、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行っている「安全性優良事業所」(Gマーク事業所)の認定を取得し、引越荷物を運ぶ「安全」など、安心と安全の見える化をする。

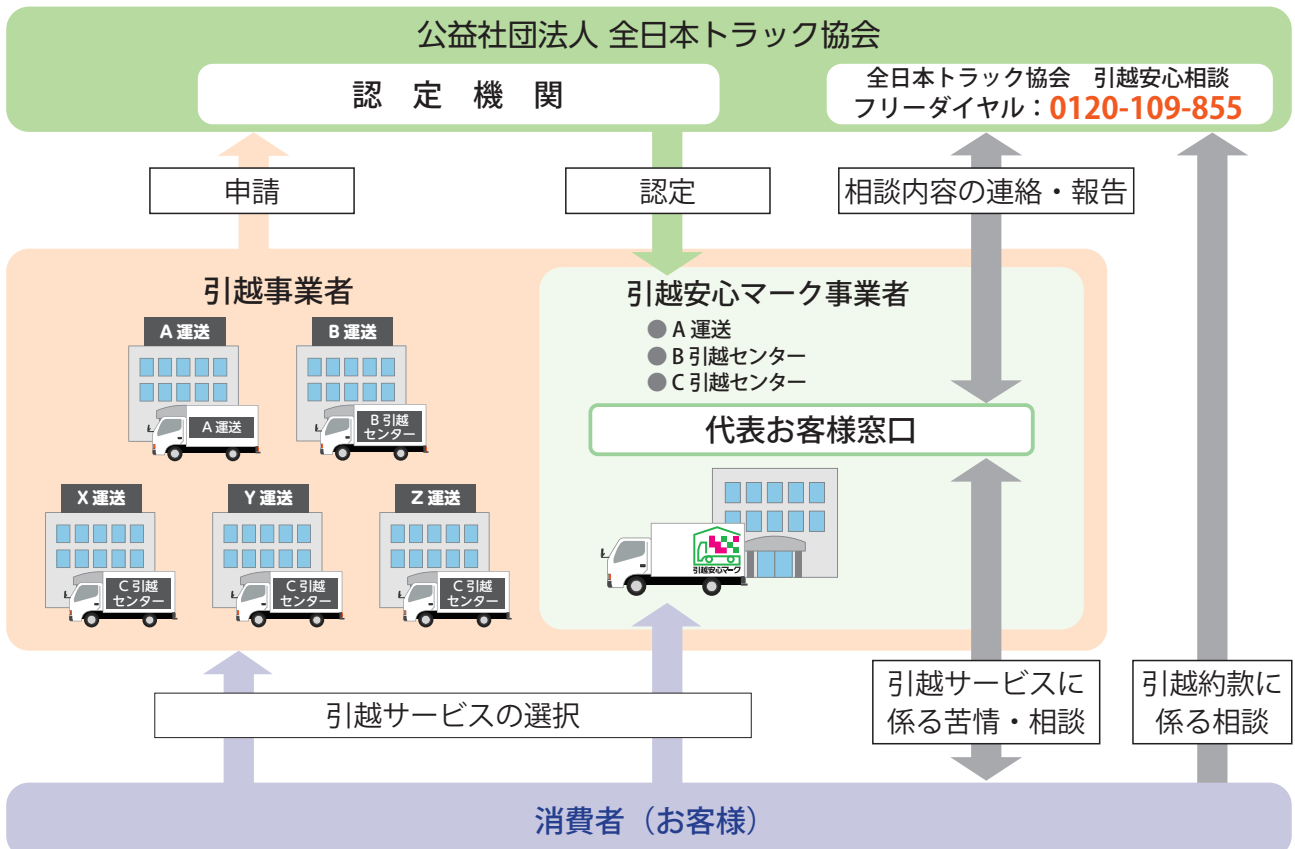
(2) 引越事業者のコンプライアンスの向上

運送事業に関する「貨物自動車運送事業法」や引越に関する「消費者契約法」「特定商取引法」「景品表示法」「個人情報保護法」などの遵守により、コンプライアンスの向上を図る。

(3) 引越における苦情対応やトラブルの防止

引越のトラブルを防止するため、全日本トラック協会が実施する「引越管理者講習」修了者の配置を各事業所等に義務づけることや、消費者の苦情に対応する「代表お客様窓口」を引越事業者内に設置するなど、責任をもってお客さまに対応できる体制を整える。

引越事業者優良認定制度の概要



2026年度(令和8年度) 引越事業者優良認定制度 申請のご案内

目次

I	引越事業者優良認定制度の申請概要	2
1.	申請について	
2.	申請に係る用語について	
3.	申請の流れ	
4.	申請者および審査の対象	
5.	引越に関わる事業所・営業店について	
II	申請から審査までの流れ	5
1.	申請書類の頒布期間	
2.	申請受付期間	
3.	申請書類の送付先	
4.	審査	
5.	申請料・審査手数料	
6.	申請の取下げ	
7.	申請の却下	
8.	申請サポート	
9.	主なスケジュール	
III	申請資格要件と審査基準	8
1.	申請資格要件	
2.	審査基準	
IV	引越事業者優良認定制度 認定等	10
1.	引越事業者優良認定制度(引越安心マーク)の認定	
2.	審査結果の通知・公表	
3.	認定の有効期間	
4.	認定証の授与等	
V	認定後の取扱いについて	11
1.	変更の届出・再審査	
2.	認定の失効	
3.	認定証等の返納	
4.	認定の取消し	
5.	認定の取消しまたは返納後の認定証等の取扱い	
VI	申請書類について	12
VII	Gマーク未取得の特例について(・分類B・利用運送事業者)	30
1.	「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査(特例)について	
2.	Gマークが未取得である理由について	
3.	「特例」に必要な申請書類一覧	
4.	審査手数料	
VIII	申請書類のとりまとめ方法	37
IX	Q&A	41

注意事項 個人情報保護法に基づく個人情報等の利用目的等について

当協会では、個人情報保護指針を別に定め、(全日本トラック協会ホームページ <https://www.jta.or.jp/> を参照)、個人情報の保護に努めております。

本制度における申請の際に提出された個人情報ならびに資料として提出された各種情報については、本制度以外の目的に使用することはありません。

1. 申請について

引越事業を行う事業者は、事業者名の他に〇〇引越センター等の「引越サービス名称」を使用する場合や、1つの「引越サービス名称」に複数の事業者が集まり引越を行う場合があります。

消費者は、事業者名に限らず、〇〇引越センター等の「引越サービス名称」で引越事業者を選択するため、本制度は、事業者名に加え「引越サービス名称」を使用する事業者は「引越サービス名称」に対して認定いたします。

2. 申請に係る用語について

〇引越事業者

「一般貨物自動車運送事業」「第一種貨物利用運送事業」「第二種貨物利用運送事業」のいずれかの許可または登録を得て引越事業を行う事業者です。

〇引越サービス名称

「引越事業を行う事業者が、消費者に対し宣伝する名称」です。

〇引越グループ

「複数の引越事業者が、引越の宣伝、共同化などのために集まり共通の引越サービス名称を使用しているグループ」です。グループを構成する申請事業者を「本部事業者」、それ以外の事業者を「グループ内事業者」といいます。

〇申請者

引越事業者優良認定制度へ申請する「引越事業者」及び「引越グループ」です。

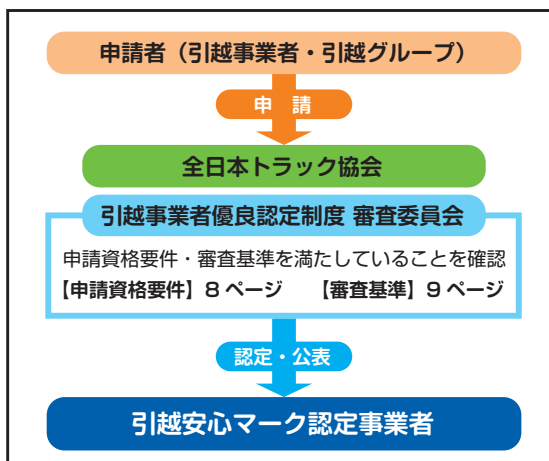
〇引越安心マーク制度、引越安心マーク事業者

引越事業者優良認定制度を「引越安心マーク制度」、認定事業者を「引越安心マーク事業者」といいます。

〇Gマーク、Gマーク事業所

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業を「Gマーク」、それにより認定された安全性優良事業所を「Gマーク事業所」といいます。

3. 申請の流れ



引越事業者優良認定制度認定のシンボルマークは、認定事業者にのみ使用が認められます。「引越安心マーク」は、全日本トラック協会の登録商標です。

4. 申請者および審査の対象

申請は、「引越サービス名称」を単位とします。引越事業者の本社または引越グループの本部事業者が、引越を行う全ての事業所・営業店の書類をとりまとめ、全日本トラック協会に申請します。

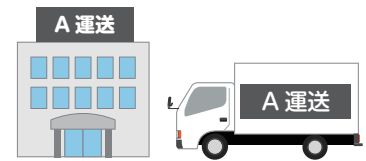
「引越サービス名称」が単位となるため、下記のパターンで申請してください。

引越事業者が、正式な会社名を「引越サービス名称」として宣伝している場合

例：「株式会社A運送」が「株式会社A運送」の名称で宣伝している場合

パターン1

引越サービス名称	株式会社A運送
申請者	株式会社A運送
申請書類の提出	株式会社A運送の本社が、引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出

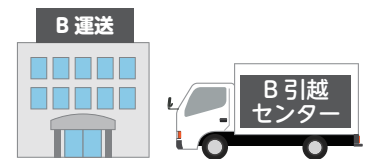


引越事業者が、正式な会社名とは別の「引越サービス名称」を使い、宣伝している場合

例：「株式会社B運送」が「B引越センター」の名称で宣伝している場合

パターン2

引越サービス名称	B引越センター
申請者	株式会社B運送
申請書類の提出	株式会社B運送の本社が、「B引越センター」の引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出



複数の引越事業者が集まって、同一の「引越サービス名称」を使い、宣伝している場合

例：「X運送」「Y運送」「Z運送」が「C引越センター」の名称で宣伝している場合

パターン3

引越サービス名称	C引越センター
申請者	「X運送」「Y運送」「Z運送」の代表となる「X運送」
申請書類の提出	「X運送」が、「Y運送」「Z運送」の引越に関わる全ての事業所・営業店を取りまとめて提出



5. 引越に関わる事業所・営業店について ※ 2023 年度から実施

引越に関わる全ての事業所を、下記の A から C の分類に分けます。

【分類 A】

引越の実運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可事業所（以下「事業所」という）で
G マーク取得済の事業所

【分類 B】 ※「特例」の審査が必要になります。

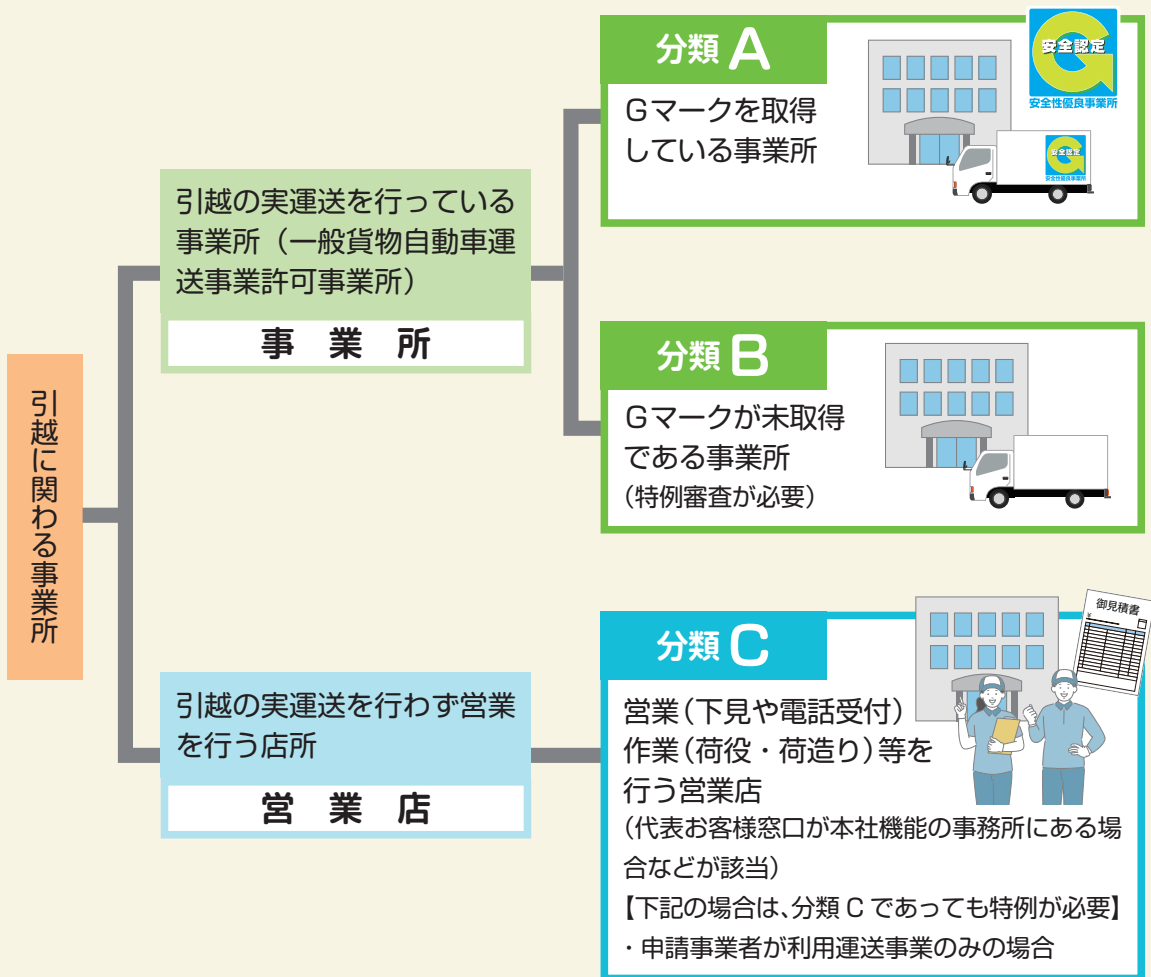
引越の実運送を行う事業所で G マーク未取得の事業所

【分類 C】

分類 A、B 事業所以外で、引越の実運送を行わず営業（下見・電話受付）や作業（荷役・荷造り）を行う店所（以下「営業店」という）

※引越の実運送を行っていない利用運送事業者の場合は、「特例」の審査が必要です。

引越を行う事業所の確認フローチャート



1. 申請書類の頒布期間

(1) 〔新規〕 2026年5月18日(月)～同8月3日(月)

申請書類は、全日本トラック協会のホームページからダウンロードしてください。

申請書類のダウンロード先：<https://www.jta.or.jp/>「引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）」内

(2) 〔更新〕 2026年5月中旬

各認定事業者に現在登録されている情報が記載されている更新申請書類を代表者宛て申請・事務担当者住所にお送りします。

2. 申請受付期間

2026年7月13日(月)～同8月3日(月) 当日消印有効

※提出された書類は理由の如何を問わず返却できません。必ず控えをお取りください。

3. 申請書類の送付先

申請受付期間内に下記の「申請書類 送付の注意事項」を参考に送付先へ申請書類を送ってください。期間内に提出された申請書類は、全日本トラック協会にて受付後、申請書（第1号様式）に受付印を押し第1号様式の申請・事務担当者宛にFAXをお送りします。申請書類についての問合せは、(公社)全日本トラック協会 引越安心マーク担当へお願いします。

送付先 及び 問合せ先	〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 (公社)全日本トラック協会 引越安心マーク担当 電話：03-3354-1038 FAX：03-3354-1019 電話受付時間：9:30～12:00 / 13:00～17:00 (土日祝日除く)
-------------------	--

○申請書類 送付の注意事項

申請書類は、必ず**ファイル（フラットファイル等）**につづり、「対面で受取ができ、信書が送付できる」送付方法でご提出ください。

※全日本トラック協会にて「対面受付」並びに、各都道府県トラック協会での受付は、行いません。

※信書が送れないものや、対面で受取ができない送付方法でご提出された場合は、受付できません。



4. 審査

申請者からの申請書類を受付後、申請書類に不足がないか確認し、所定の申請料・審査手数料を請求します。申請料・審査手数料の入金を確認後、申請受理書を発行し引越事業者優良認定の審査を行います。

申請書類の内容が、申請資格要件や審査基準を満たしているか確認し、引越事業者優良認定制度審査委員会への諮問、答申を経て認定事業者を決定します。

■ 引越事業者優良認定審査委員会とは ■

引越事業者優良認定制度の審査事項について公平性、透明性を確保するため、学識経験者、行政関係機関、消費者関係団体、消費者問題専門家、マスコミ関係者及び全日本トラック協会の担当役員等で構成し、審議を行います。

5. 申請料・審査手数料

(1) 申請料

申請料は申請書類を受付後、全日本トラック協会から申請事業所・営業店数に応じた金額を請求します。請求書に記載された期日までに入金を確認できた申請者には、申請受理書を発行します。

9月中旬までに請求書が届かない場合は全日本トラック協会までお問合せください。

【申請料】（税込）

申請事業所・営業店数	申請料（申請者あたり）
1～10事業所・営業店	3,000円
11～50事業所・営業店	10,000円
51事業所・営業店以上	30,000円

(2) 審査手数料（4ページの事業所分類Bまたは利用運送事業者の場合）

Gマーク事業所に準ずる取扱いを行う審査（特例）は、申請料の他に未取得事業所数に応じ、1事業所当たり500円の審査手数料（税込）を請求します。

例：申請事業所12事業所のうち、3事業所がGマーク未取得の場合

申請料：10,000円 Gマーク未取得事業所の審査手数料：500円×3事業所＝1,500円

計：11,500円

※振込いただいた申請料と審査手数料は返金できませんのでご注意ください。

6. 申請の取下げ

申請者は、認定の決定前であれば、申請の取下げができます。詳細については、全日本トラック協会までお問合せください。

※申請の取下げを申出た場合であっても、申請書類の返却と振込いただいた申請料・審査手数料の返金はできません。

7. 申請の却下

認定までの間に不正申請等により審査をうけようとした申請者は、その申請を却下します。

8. 申請サポート

(1) 申請書類の作成について

引越安心マーク制度に関する説明、申請書類の作成方法については、**YouTube** で配信します。

配信先 URL は、全日本トラック協会ホームページでご確認ください。

全日本トラック協会ホームページ>引越安心マーク>「2026 年度申請について」をご覧ください。

(2) Q&A

41～44 ページに Q&A を掲載しています。また、全日本トラック協会ホームページに最新の Q&A を掲載します。申請書類作成でわからないことがありましたら、参考にしてください。

(3) 相談窓口

申請書類の作成について、下記にて相談を受付ます。

「引越安心マーク」申請書類作成 相談窓口

輸送事業部 引越安心マーク担当

メールアドレス：hikkoshi-ansin@jta.or.jp

電話番号：03 - 3354 - 1038

電話受付時間：9:30～12:00 / 13:00～17:00（土日祝除く）

9. 主なスケジュール

申請準備	申請書類作成方法等の相談窓口：2026年5月18日(月)～同8月3日(月) (申請書類) 新規申請：申請用紙は、全日本トラック協会のホームページよりダウンロードできます。 更新申請：申請用紙は、5月中旬に対象事業者に送付します。
申請受付	2026年7月13日(月)～同8月3日(月) 当日消印有効 申請書類の送付方法や詳細は5ページをご覧ください。 来訪での受付は行いません。必ず送付(郵送等)してください。
申請料・ 審査手数料 の請求	申請料・審査手数料の請求書を発行します。 期限までに振込をお願いします。 入金確認後、受理書を発行し審査を行います。
審 査	12月上旬 審査委員会 開催予定 申請資格要件、審査基準に基づき審査を行います。
認定発表	12月中旬 審査結果の通知を送付(郵送等)します。 認定事業者には、認定証等を発行します。 認定事業者の情報を全日本トラック協会のホームページに掲載します。

1. 申請資格要件

下記の (1) から (4) までの全てを満たす申請者

申請資格要件

- (1) 引越に関わる全ての事業所・営業店に、過去3年以内に引越管理者講習を修了した者*が1名以上在籍していること。
全日本トラック協会が行う引越管理者講習を2023年度以降に受講した者*が各事業所・営業店にいること。講習修了者が複数の事業所・営業店を兼任することはできません。
- (2) 引越の実運送を行う全ての事業所が、「Gマーク事業所」であること、または別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。
「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査とは、Gマーク未取得事業所について別に審査を行う「特例」を設けます。（「特例」詳細については30ページ参照。）
- (3) 「虚偽の申請」「その他不正な行為等による申請（以下「不正申請等」という。）により申請の却下」「審査の中止及び認定の取消し」を受けた引越事業者等は「申請の却下」「審査の中止」「認定の取消し」を受けた日から2年を経過していること。
（認定の取消しについては11ページ参照。）
- (4) 認定証、認定マーク及び認定ステッカー（以下「認定証等」という。）を不正利用した引越事業者等は、不正利用した認定証等の提出を受けた日から2年を経過していること。（不正利用については44ページ参照。）

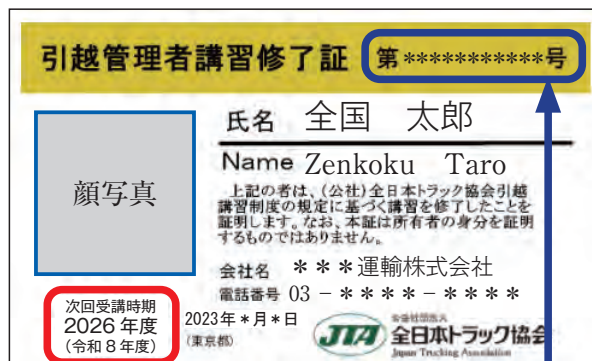
※申請資格要件の (1) 引越管理者講習修了者の確認方法

次回受講時期（左下）が2029年度、2028年度、2027年度、2026年度が有効

2026年度は今年度再受講が必要

引越管理者講習終了時に配布される修了証（上が黄色の帯）の表面を確認してください。

注意：上が緑色の帯は基本講習修了証で、対象になりません。



※こちらの修了証は対象になりません。

申請資格要件の対象

修了番号

2026年度（令和8年度）
2027年度（令和9年度）
2028年度（令和10年度）
2029年度（令和11年度）

今年度再受講が必要

- 次回受講時期が2026年度の場合、2026年度中に受講してください。
- 新規申請の場合、申請時に未受講の方は、11月までに必ず受講してください。

2. 審査基準

下記の7項目について、審査します。

審査基準

1. 引越における約款の遵守について誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・標準引越運送約款または国土交通大臣の認可を得ている引越運送約款を使用して遵守していること
 - ・見積書は、標準引越運送約款または国土交通大臣の認可を得ている引越運送約款に則ったものであること
 - ・インターネットでの見積りで、明細の入った見積書と引越運送約款を消費者が閲覧印刷して確認できる仕組みがあること等
 - ・積合せを行う場合は顧客に対して積合せ輸送となることを書類で明示していること
2. 苦情等に対する対応体制及び責任の所在の明確化を図っていることについて誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・消費者からの苦情を受付ける引越事業者または引越グループで統括する「代表お客様窓口」を設置し苦情等の情報を共有する体制を整備すること
 - ・「代表お客様窓口」への苦情等に対し適切な対応を指示、指導する「お客様対応責任者」を選任し、全日本トラック協会に登録すること
 - ・「お客様対応責任者」が異動や退職等となった場合は速やかに後任者を選任し届け出ること
 - ・「お客様対応責任者」は全日本トラック協会から消費者の苦情について調査依頼があった場合は責任を持って調査を行い、適切な対応の指示、指導を行う。その結果を全日本トラック協会に報告すること
 - ・「お客様対応責任者」は認定期間の間、1年に1度、研修会議に出席すること
3. 適切な従業員教育について誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・申請する全ての事業所・営業店に「引越管理者講習修了者」を配置していること
 - ・「引越管理者講習修了者」に異動、退職等変更が生じた場合は後任者の配置を速やかに届け出ること
 - ・引越管理者講習修了者は3年度毎に引越管理者講習を再受講すること
4. 引越関係法令の遵守について誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・消費者契約法、景品表示法、特定商取引法を遵守していること
 - ・一般家庭から排出される家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の収集運搬を行う場合は、家電リサイクル法を遵守し適正な取扱いができる許可等があること
5. 適正な廃棄物処理等について誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬を行う場合はルールに基づき適正に行っていること
6. 適切な個人情報の取扱いについて誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・個人情報保護法を遵守していること
 - ・個人情報保護法について理解し、個人情報を適正に取扱うこと
7. 認定の取消し等について誓約し、提出された申請書類により確認します。
 - ・認定後に全日本トラック協会から申請資格要件、審査基準への違反を通知された際は、その事項を調査し、速やかに改善に努め、全日本トラック協会に改善の結果を報告すること
 - ・全日本トラック協会から申請資格要件、審査基準への違反通知を受けた後、1ヶ月を経過しても全日本トラック協会に報告を行わなかった場合または当制度に対応する重大な違反もしくは制度の信用を損なう様な行為を行った場合は、全日本トラック協会がサービス名称や会社名等を公表して認定を取消すことに対し異議を唱えないこと

1. 引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の認定

提出された申請書類について「申請資格要件」「審査基準」を確認し引越事業者優良認定制度審査委員会の諮問、答申を経て決定した引越事業者及び引越グループを引越安心マーク事業者として認定します。

2. 審査結果の通知・公表

全日本トラック協会は、2026年12月中旬頃に審査結果を全ての申請者に郵送等で通知します。

認定された「事業者」および「グループ」へ、認定証、認定ステッカー（規定枚数）、認定マークの利用方法などを記載した冊子をお送りします。

また、「引越安心マーク事業者」の情報を全日本トラック協会のホームページで公表します。

3. 認定の有効期間

引越安心マークの認定の有効期間は、下記のとおりです。

2027年1月1日～2029年12月31日（3年間）

その後は、3年ごとに更新審査を行います。（更新を行わない場合は失効となります。）

4. 認定証の授与等

引越安心マークに認定された事業者には、認定証を授与し認定マーク及び認定ステッカーの使用を認定の有効期間内に限り許可します。

■ お客様対応責任者について ■

第1号様式で申請いただいたお客様対応責任者は、第3号様式【2. 苦情等に対する対応体制や責任の所在の明確化】で誓約した内容についてご対応をお願いいたします。

○ お客様対応責任者の役割

- ・ 苦情・相談等の引越事業者または引越グループ内での情報集約
- ・ 消費者から苦情があった場合、調査を行い苦情等に対する適切な対応を指示、指導
- ・ 全日本トラック協会に苦情があった場合の対応窓口
- ・ 全日本トラック協会からの連絡及びメールマガジンの受信、社内への情報発信
- ・ 認定期間中、1年に1度お客様対応責任者研修会議への出席

お客様対応責任者研修会議は引越安心マーク認定継続のため必ず出席が必要です。

1. 変更の届出・再審査

引越安心マーク事業者が認定の有効期間内に、全日本トラック協会に提出した申請書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録事項変更届出書（第11号様式）を提出してください。

下記内容の変更は、再審査が必要になります。

- ・引越安心マーク事業者の事業所または営業店を追加する場合
- ・引越安心マーク認定時にGマークを取得していた事業所がGマーク未取得になった場合
- ・審査基準を満たさないことが確認された場合

2. 認定の失効

引越安心マーク事業者の認定は、次のいずれかに該当する場合に失効します。

- ①有効期間が満了した場合
- ②有効期間内において、一般貨物自動車運送事業の許可または第一種貨物利用運送事業の登録もしくは第二種貨物利用運送事業の許可による事業者ではなくなった場合
- ③認定証の返納の申し出がなされた場合

認定失効となった事業者（全ての事業所・営業店）は、認定証の返納、マーク及びステッカー（以下「認定証等」という。）を撤去し、その使用を中止してください。

3. 認定証等の返納

引越安心マーク事業者は認定が失効するまでの間に、認定証等の返納を申し出ることができます。但し、返納の申し出は、後述の「4. 認定の取消し」を受けた後に行うことはできません。詳細については、全日本トラック協会までお問合せください。

4. 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合、当該認定を取消し、全日本トラック協会のホームページ等で公表します。

- ①不正申請等により、当該認定を受けた事実が確認された場合
- ②申請資格要件、審査基準を満たさなくなったことが確認された場合に、申請資格要件、審査基準を満たすよう業務の改善を通知したにもかかわらず改善が認められない場合（改善報告の期限は1ヶ月）
- ③認定証や認定マークを不正に利用した事実が確認された場合
- ④その他、制度の信用を著しく損なう事案が発生した場合

5. 認定の取消しまたは返納後の認定証等の取扱い

認定の取消しを受けた、または返納した者は、

- ①認定証を速やかに全日本トラック協会に返納してください。
- ②当該事業者の責任において、全ての事業所・営業店の認定マーク及び認定ステッカーを自主的に撤去、廃棄し、その使用を中止してください。

VI

申請書類について

必要な申請書類は下記の一覧になります。

新規申請		更新申請	
第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式	全日本トラック協会ホームページからダウンロードしてください。	第1号様式 第2号様式 第4号様式	現在登録されている情報を記載して郵送します。
		第3号様式	全日本トラック協会ホームページからダウンロードしてください。
添付資料	各添付資料は、自社で作成してください。	添付資料	各添付資料は、自社で作成してください。

※提出された申請書および各添付資料は理由の如何を問わず返却できません。必ず写し（コピー）を添付するか、あらかじめ控えをとるなどしてください。

申請様式および添付資料				参照ページ	書類の有無	様式の取得	
						新規	更新
①	第1号様式	引越事業者優良認定申請書	P.14	◎	Web	郵送	
②	添付資料1-1	引越サービスのロゴマーク	P.15	○	自社		
③	第2号様式	本申請の引越に関わる事業所・営業店一覧およびホームページ掲載内容	P.16	◎	Web	郵送	
④	第3号様式	引越事業者優良認定に対する誓約書	P.17	◎	Web		
⑤	添付資料3-1	実際顧客に渡している「標準引越運送約款」	P.20	◎	自社		
⑥	添付資料3-2	見積書の見本	P.21	◎	自社		
⑦	添付資料3-3	Web見積書の見本等（Webで見積書を作成している事業所のみ）	P.22	○	自社		
⑧	添付資料3-4	積合せ輸送であることを明示した資料（積合せの引越を行っている事業所のみ）	P.23	○	自社		
⑨	添付資料3-5	体制図	P.24	◎	自社		
⑩	添付資料3-6	家電4品目の取扱いについて	P.26	○	自社		
⑪	添付資料3-7	廃棄物の収集運搬について	P.27	○	自社		
⑫	第4号様式	引越事業者優良認定申請書（事業所・営業店の概要）	P.28	◎	Web	郵送	
⑬	添付資料4	事業所の安全性優良事業所認定証の写し ※未取得事業所がある場合、特例の申請が必要となります。	P.29	○	G		

書類の有無

「◎」必ず提出する書類 「○」該当する場合提出する書類

様式について

「Web」は全日本トラック協会ホームページからダウンロードして、記入してください。

「郵送」は全日本トラック協会から書類を送付しますので、確認、変更をしてください。

「自社」は事業者で使用している書類をご用意ください。

「G」は安全性優良事業所の認定証（申請者に所属する事業所）のコピーをご用意ください。

更新申請事業者の申請書等について

更新申請対象の事業者には、現在登録されている情報を申請様式に記載してお送りします。

送付した申請書類の情報を修正する場合は、訂正箇所^①に訂正線を記入し、裏面にある変更の様式に訂正後の内容を記入してください。**(記入する文字は黒。)**

また、事業所・営業店を追加する場合は、追加の様式に追加する事業所・営業店を新たに記入してください。追加様式は、全日本トラック協会ホームページからダウンロードできます。

※書き損じ等でデータが必要な場合は7ページの相談窓口までお問合せください。

更新第1号様式

表面（現在登録されている情報）

訂正箇所^①に訂正線を記入

裏面（変更用）

訂正する内容のみを記入

2023年度から実施分類(事業所・営業店)を必ず記入参照:4ページ「引越に関わる事業所について」

更新第2号様式

表面（現在登録されている情報）

裏面（変更用）

更新第4号様式

表面（現在登録されている情報）

裏面（変更用）

第1号様式

新規：様式は全日本トラック協会のホームページからダウンロードできます。

更新：現在登録されている情報を様式に印刷して送付します。

「第1号様式」は、下記の記入例を参考に全て記入してください。

3 ページ「申請者および審査の対象」を確認して、当てはまるパターン番号を記入

4 ページ「引越に関わる事業所・営業店について」を確認して必要事項を記入

都道府県から記入

全ト協からの問合せ、申請書類の記入や管理をされている担当者の情報を記入

選任したお客様対応責任者参照：9 ページ「審査基準」10 ページ「お客様対応責任者について」の情報を記入

新規申請用		(第1号様式)			
申請年月日 西暦		2026	年	7	月
				13	日
公益社団法人全日本トラック協会 殿					
※ここには記入しないでください					
フリガナ		ゼントキョウヒッコシセンター			
申請を行う引越サービス名称		全ト協引越センター			
申請パターン	3	引越に関わる事業所・営業店数 合計(A+B+C)	8 事業所 営業店		
引越の実運送 有り		引越の実運送 無し			
Gマーク有り	Gマーク無し				
分類A	分類B	分類C			
5 事業所	2 事業所	1 営業店			

引越事業者優良認定申請書

上記の「引越サービス名称」により引越サービスを提供している当社・当グループは、貴協会が行う引越事業者優良認定制度による審査を希望し、必要書類を添えて申請します。
 なお、申請に当たり、当社・当グループは、必要な資格要件を満たしていることを申告します。また、各様式により申告する内容については、全て虚偽・間違いのないことを誓約いたします。

【申請者(申請を行う引越事業者又はグループの本部事業者)】

フリガナ	ゼントキョウウソウカブシキガイシャ					
事業者名	全ト協運送株式会社					
代表者	役職	代表取締役		フリガナ	ゼンコク タロウ	
				氏名	全国 太郎	
フリガナ	〒 160-**** トウキョウトシンジュククツヤ		電話			
住所	東京都新宿区四谷 * - * - *		03-****-****			
一般貨物自動車運送事業の事業者番号		第一種貨物利用運送事業の登録番号	第二種貨物利用運送事業の許可番号			
09*****						
申請・事務担当者	所属・役職	引越事業部 次長		フリガナ	ヒッコシ マサナオ	
	電話	03-****-****	FAX	03-****-****	氏名	引越 正直
(申請書類等についての問合せ先)	フリガナ	〒 160-**** トウキョウトシンジュククツヤ				
	住所	東京都新宿区四谷 * - * - *				
お客様対応責任者	所属・役職	引越事業部 部長		フリガナ	アンシン タイチ	
(当協会からのお客様対応責任者の連絡先)	電話	03-****-****	FAX	03-****-****	氏名	安心 太一
	フリガナ	〒 160-**** トウキョウトシンジュククツヤ				
	住所	東京都新宿区四谷 * - * - *				

いずれかひとつを記入

- 一般貨物自動車運送事業の事業者番号
Gマークを申請するとき使用する(09 から始まる) 12桁の番号。わからない場合は、地方実施機関(各都道府県トラック協会)におたずねの上記入
- 第一種貨物利用運送事業の登録番号
他の貨物自動車運送事業者を利用して引越を行う場合は、第一種貨物自動車運送事業の登録番号を記入
- 第二種貨物利用運送事業の許可番号
航空や海運などを利用して引越を行う場合、第二種貨物利用運送事業の許可番号を記入

※記入する文字は黒。
 ※消えるボールペンや鉛筆は不可。
 ※「申請・事務担当者」「お客様対応責任者」の住所は郵便物の受取が必ずできる住所を記入。

添付資料 1 - 1 「引越サービスのロゴマーク」 について

認定後、全日本トラック協会のホームページに申請者の希望でロゴマークを掲載することができます。掲載を希望する場合は、ロゴマークを印字した用紙（カラー）の右肩に『1 - 1』と記入し、第1号様式に添付し提出してください。

掲載を希望しない場合は添付の必要はありません。

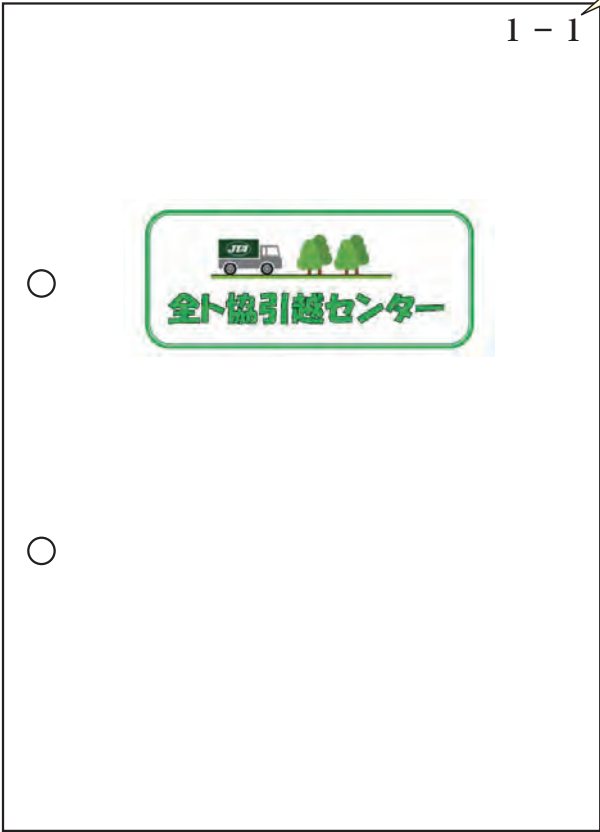
※更新申請の場合も必ず提出してください。

※添付資料は A4 サイズに統一してください。



添付資料 1 - 1 ロゴマークの例（カラー）

必ず資料番号を記入



第2号様式

新規：様式は全日本トラック協会のホームページからダウンロードできます。

更新：現在登録されている情報を様式に印刷して送付します。

「第2号様式」は、「引越に関わる全ての事業所・営業店」を、下記の記入例を参考に記入してください。
 記入いただいた内容は、認定後に全日本トラック協会のホームページへ掲載します。(太枠内のみ)ホームページで掲載しない内容は、下記記入例の様に「HP掲載不要」と必ず記入してください。※掲載イメージ45ページ。

(第2号様式)

本申請の引越に関わる事業所・営業店一覧およびホームページ掲載内容

新規申請用

申請を行う引越サービス名称
全ト協引越センター

申請者(事業者名)
全ト協運送株式会社

代表お客様窓口電話番号
03-*****

申請者ホームページURL
http://www.*****.or.jp

No.	正式な事業所・営業店名	全日本トラック協会 ホームページ掲載用の名称		住所		電話番号
		郵便番号	都道府県	市区町村以下		
1	本社営業所	HP掲載不要	東京都	新宿区四谷	03-*****	
2	横浜営業所	横浜センター	神奈川県	横浜市中区	045-*****	
3	大宮営業所	大宮センター	埼玉県	さいたま市大宮区	048-*****	
4	名古屋営業所	名古屋センター	愛知県	名古屋市瑞穂区	052-*****	
5	大阪営業所	大阪センター	大阪府	大阪市中央区	06-*****	
6	福岡営業所	福岡事業センター	福岡県	福岡市博多区	092-*****	
7	桜運送株式会社 本社	福岡センター	福岡県	福岡市博多区	092-*****	
8	仙台営業所	仙台センター	宮城県	仙台市若林区御町	022-*****	

「代表お客様窓口」電話番号を記入

掲載を希望しない場合は「HP掲載不要」と記入

※太枠内は全日本トラック協会のホームページに掲載します。但し、「HP掲載不要」は除く。

パターンの3の場合グループ内事業者の事業者名と営業店名を記入

全日本トラック協会のホームページに掲載する際に使用する「事業所・営業店の名称」を記入

自社のHP等に掲載している住所、電話番号で可4号様式(Gマーク)と違っていても可

第4号様式(Gマーク)と同じ名称を記入

※記入する文字は黒。※消えるボールペンや鉛筆は不可。

第2号様式

16

第3号様式（新規・更新 共通様式）

第3号様式は、サービス名称で行う引越事業の取組みに対して誓約をしていただきます。また誓約する項目について確認できる資料を提出してください。(パターン3の場合はグループ内事業者を含みます) 様式は全日本トラック協会のホームページからダウンロードし、下記の記入例を参考に作成してください。太枠の項目を行っていない場合は「0」を記入してください。

第3号様式

(第3号様式)

公益社団法人全日本トラック協会 殿

申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター
申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社
上記の代表者名	全日本 太郎

引越事業者優良認定に対する誓約書

引越事業者優良認定制度の認定に当たり、引越サービスを提供している当社・当グループは、引越事業に対する取組みに関し、下記のとおり誓約し、資料を提出します。また、各事業所・営業店としても理解し、取組むことを誓約します。

● 注1) 各項目について誓約できる場合は「1. はい」を、誓約できない場合は「2. いいえ」を誓約確認欄に番号で示してください。また、該当がない場合は「0」を記入してください。

注2) 確認資料欄には、添付する具体的な資料名を記入してください。

確認資料欄には、「添付資料名」を記入
 添付資料は、20～27ページ参照

【1. 引越における約款の遵守】

項 目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 標準引越運送約款または国土交通大臣の認可を得ている「引越運送約款」(認可を受けた約款・標準引越運送約款)を使用しています。	1	標準引越運送約款	3-1
(2) (1)の確認資料で提出する「引越運送約款」を遵守します。	1	標準引越運送約款	3-1
(3) 見積りの際、明細の入った見積書と引越運送約款を渡し、下記①～⑩の契約の重要事項等について説明を行います。	1	見積書の写し	3-3
① 見積書に記載した受取日時に荷物を受取ること。	1		
② 見積りの際は標準引越運送約款の提示が義務づけられていること。	1		
③ 内金・手付金などを請求しないこと。	1		
④ 見積書作成の際は、お客様と作業内容・作業分担を確認すること。	1		
⑤ 荷物によっては引受けを拒絶できることをお客様と確認すること。	1		
⑥ 解約・延期手数料は引越前々日で運賃及び料金の20%以内、前日で30%以内、当日で50%以内であること。	1		
⑦ 引越の3日前までに見積書内容に変更がないかをお客様に確認すること。	1		
⑧ 引越3日前までに見積書の内容の変更の有無を確認しなかった場合は、解約・延期手数料は收受できないこと。	1		
⑨ 引越の最後に部屋やトラックなどに荷物が残っていないか、壁や床にキズがないかをお客様と確認すること。	1		
⑩ 破損や紛失については3ヶ月以内に連絡をもらうことをお客様と確認すること。	1		
(4) インターネットでの見積りの際には、明細の入った見積書と引越運送約款を消費者が閲覧印刷して確認できる仕組みがあります。(Web上、メール等) ※以下の場合は、右欄に「0(ゼロ)」を記入してください。 ・インターネットで見積りを行っていない場合 ・インターネットで見積り後、必ず訪問見積りを行っている場合	1	Webの見積りフォーム、お客様に提供している見積書の見本や引越約款とその仕組み	3-4
(5) 積合せ輸送を行う場合は、利用者に対して積合せ輸送となることを明示します。 ※積合せ輸送を行っていない場合は、右欄に「0(ゼロ)」を記入してください。	1	見積書の写し	3-2

3-2と3-4
 同一用紙でも可

インターネット見積りを実施後、必ず訪問見積りを行う場合は、「0」を記入

積合せ輸送を行わない場合は、「0」を記入

P 1/3

※記入する文字は黒。 ※消えるボールペンや鉛筆は不可。

第3号様式（新規・更新 共通様式）

第3号様式

【2. 苦情等に対する対応体制や責任の所在の明確化】

項目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 当社・当グループは、申請を行うサービス名称の引越を統括する機関としてお客様からの苦情等を受付ける窓口（以下、「代表お客様窓口」という。）を設置しています。	1	体制図	3-5
(2) 社内・グループ内で苦情等の情報を共有化する体制を整備しています。	1	体制図	3-5
(3) 当社・当グループは、お客様対応責任者を選任し、全日本トラック協会に登録します。登録したお客様対応責任者が人事異動や退職等の場合には、速やかに後任者を選任し届出ます。	1		
(4) お客様対応責任者は、お客様から苦情等があった場合、調査を行い苦情等に対する適切な対応を指示、指導します。	1		
(5) お客様対応責任者は、全日本トラック協会から当社・当グループの苦情の連絡があった場合は、責任を持って受け付けます。	1		
(6) お客様対応責任者は、全日本トラック協会の連絡に対し、調査を行い、苦情等に対する適切な対応の指示、指導を行います。また、当該苦情への対応等について認定事務局に報告します。	1		
(7) お客様対応責任者は、年1回のお客様対応責任者の研修会議に出席します。	1		

確認資料欄には、「添付資料名」を記入
添付資料は、24～25ページ参照

【3. 適切な従業員教育】

項目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 申請する引越サービス名称の引越に関わる全ての事業所・営業店に引越管理者講習の修了者を配置しています。引越管理者講習の修了者が人事異動や退職等の場合には、後任者の配置を速やかに届出ます。	1		
(2) 引越管理者講習の修了者は、3年度毎に引越管理者講習を再受講します。	1		

【4. 引越関係法令の遵守】

項目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 以下の法令を遵守します。 ・消費者契約法 ・景品表示法 ・特定商取引法	1		
(2) 家電リサイクル法を遵守します。 下記のいずれかにより、一般家庭から排出される家電4品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）の収集運搬を行います。 ・引越業と家電小売業を兼業している ・一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている ・産業廃棄物収集運搬業の許可を得ており、かつ家電小売店等からの委託を受けている ※家電4品目の収集運搬を行っていない場合は、右欄に「0（ゼロ）」を記入してください。	1	1. 小売業を行っている証明となるもの（リサイクル券等） 2. 一般廃棄物許可証 3. 産業廃棄物許可証と小売店との契約書	3-6

家電4品目の収集運搬を行わない場合は「0」を記入

P 2/3

確認資料欄は、添付資料の番号を○で囲む
添付資料は、26ページ参照

第3号様式（新規・更新 共通様式）

【5. 適正な廃棄物処理等】			
項 目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬を行う場合は、ルールに基づき適正に行います。 ※廃棄物の収集運搬を行っていない場合は、右欄に「0(ゼロ)」を記入してください。	1	1. 一般廃棄物許可証 2. 委任状 等	3-7

【6. 適切な個人情報の取扱い】			
項 目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確 認 資 料	添 付 資 料
(1) 個人情報保護法を遵守しています。	1		
(2) 個人情報保護法について理解し、個人情報を適正に取扱います。	1		

【7. 認定の取消し等についての誓約】			
項 目	誓約をする 1. はい 2. いいえ	確認資料	添付資料 No.
(1) 当店・当グループは、引越安心マーク事業者に認定された後、全日本トラック協会より認定基準への違反を通知された際はその事項を調査し速やかに改善に努めます。また、改善の結果を全日本トラック協会に報告します。	1		
(2) 当店・当グループは、(1)の違反通知を受けた後、1ヶ月を経過しても全日本トラック協会に報告を行わなかった場合または当制度に対する重大な違反若しくは制度の信用を損なうような行為を行った場合は、全日本トラック協会が当該引越サービス名称及び会社名・グループ名を公表し、認定を取消すことに対し異議を唱えません。	1		

2026

添付資料 3 - 1 「標準引越運送約款」等について

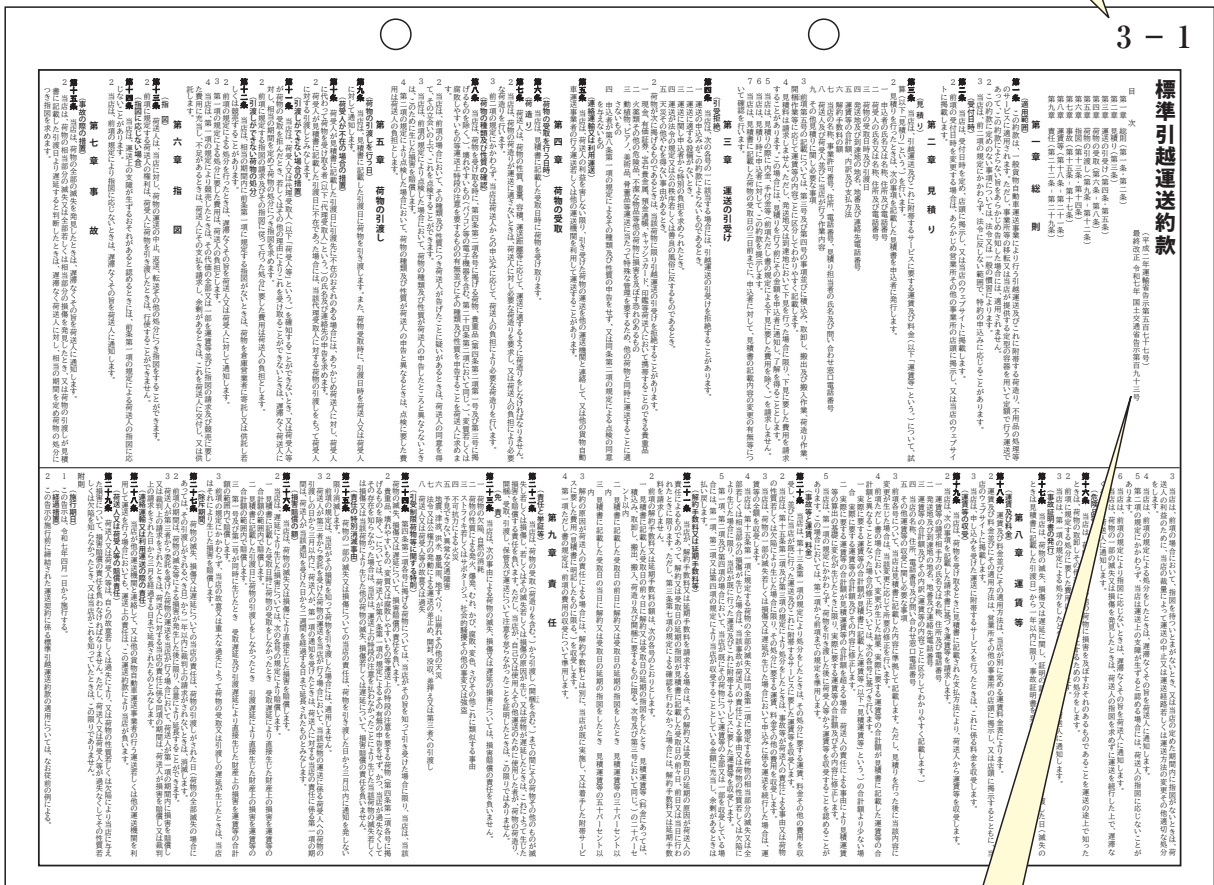
添付資料 3 - 1 は、第 3 号様式【1. 引越における約款の遵守】の「(1) 「標準引越運送約款」または「国土交通大臣の認可を得ている引越運送約款」を使用している。」「(2) 「引越運送約款」を遵守している。」「(4) お客様に見積りの際、「引越運送約款」を渡し説明している。」についてを提出資料で確認します。

提出書類：実際の見積りでお客様に渡している「引越運送約款」

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号『3 - 1』と必ず記入してください。

必ず資料番号を記入

添付資料 3 - 1 引越約款の例



最新の標準引越運送約款は
令和七年
国土交通省告示第 193 号です

日付、告示番号が最新の
ものであるか確認してください

第3号様式

添付資料 3 - 2 「見積書の見本」 について

添付資料 3 - 2 は、第 3 号様式【1.引越における約款の遵守】の「(3)見積りの際、明細の入った見積書を顧客に渡しているか」を提出書類で確認します。

提出書類：実際にお客様に渡した見積書の写し（コピー）

見積書には「標準引越運送約款」に規定された事項が記載されているかを確認するため、下記確認項目を自認してください。

【見積書の確認項目に係る注意事項】

- ①～⑱全ての項目が確認できない場合は、認定されません。
- ・見積書は直近 1 年以内に発行されたもの（用意ができない場合は 7 ページの相談窓口へ連絡）
- ・下記【見積書記載の確認項目】①から⑱の番号を該当箇所記入
- ・①～⑱の記入箇所を蛍光ペンで色付け（場所をわかりやすくするため）
- ・お客様の個人情報（①お客様名、④出発地住所・お客様電話番号、⑤到着時住所）は黒塗り■

（下記記入例を参考）

【見積書記載の確認項目】

- | | | |
|----------------|----------------|----------|
| ①お客様名 | ②荷物の受取日・時間 | ③荷物の引渡日 |
| ④出発地住所・お客様電話番号 | ⑤到着地住所 | ⑥事業許可番号 |
| ⑦事業者名 | ⑧事業者住所 | ⑨事業者電話番号 |
| ⑩見積担当者名 | ⑪問合せ窓口電話番号 | ⑫運賃（内訳） |
| ⑬料金（内訳） | ⑭解約・延期手数料の額 | ⑮実費（内訳） |
| ⑯付帯サービス料（内訳） | ⑰お客様と事業者との作業分担 | ⑱支払い方法 |
| ⑲運賃等の合計額 | | |

（「⑥事業許可番号」が分からない場合は、最寄りの運輸支局や地方実施機関にお問合せください。）

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号『3 - 2』と必ず記入してください。

添付資料 3 - 2 「見積書の見本」 記入例

必ず資料番号を記入

3 - 2

見積書の自認記載例

お見積書

（会社名）

お名前 ① ■■■■■ 様

許可番号 ⑥ ●自貨第●●●●号

会社名 ⑦ 桜運送株式会社 新宿営業所

住所 ⑧ 東京都新宿区〇〇〇〇

電話番号 ⑨ 03-9876-5432

見積者氏名 ⑩ 桜 二郎

窓口電話番号 ⑪ 03-9876-5432

ご日程	引越日		引渡日		資材届		月日()		梱包・荷造		月日()		開梱		月日()		見積り		月日()		確認日		月日()		ご紹介先	
	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時	時
	②	20日(火)	9時00	③	20日(火)	14時00																				

〒■■■■■ 都道府県■■■■ 区・市町・村■■■■

④ 現住所 ■■■■■

〒■■■■■ 都道府県■■■■ 区・市町・村■■■■

⑤ 転居先 ■■■■■

添付資料 3 - 3 「Web 見積書の見本等」について

添付資料 3 - 3 は、第 3 号様式【1. 引越における約款の遵守】の「(4) インターネットでの見積り際には、明細の入った見積書と引越運送約款をお客様が閲覧印刷して確認できる仕組み」を確認します。インターネットの見積りをしていない場合は、第 3 号様式の「誓約をする 1. はい 2. いいえ」の欄に「0」を記入してください。

提出書類：下記の①、②、③全ての資料

①インターネットで見積を行うページの資料

例：Web 画面に顧客向け入力フォームがある場合は、入力フォームの印刷や写し等

②インターネットで見積書を発行する仕組みが分かる資料

例 1：Web 上で作成した見積書が見られる場合はその見積書の画面コピー等の資料

例 2：見積書をメールに添付して送信している場合は、メールの本文と添付している見積書（写）

例 3：郵送している場合は、送り状と見積書（写）

③インターネットで見積時、標準引越運送約款等を提示し、送付する仕組みが分かる資料

例 1：Web 上で見積時に標準引越運送約款が見られる仕組みが分かる資料

（URL がわかるものであれば、全文の写しはいりません。）

例 2：別に郵送しているパンフレットなど

（その部分のみのコピーで構いません。「パンフレット」などと、書き添えてください。）

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号『3 - 3』と必ず記入してください。

Webで見積をする際、

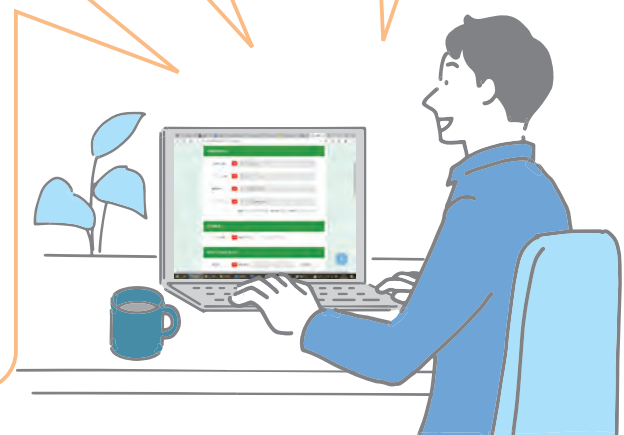
- ①Web上での見積フォーム
- ②見積書を発行する仕組み
- ③Web見積時の引越約款を提示し、送付する仕組み



見積書



引越約款



添付資料 3 - 5 「体制図」 について

添付資料 3 - 5 は、第 3 号様式【2. 苦情等に対する対応体制や責任の所在の明確化】の消費者から苦情を受ける「代表お客様窓口」の設置や、社内・グループで苦情等の情報を共有する体制について確認します。

提出資料：①、②、③、④全てを記入した体制図

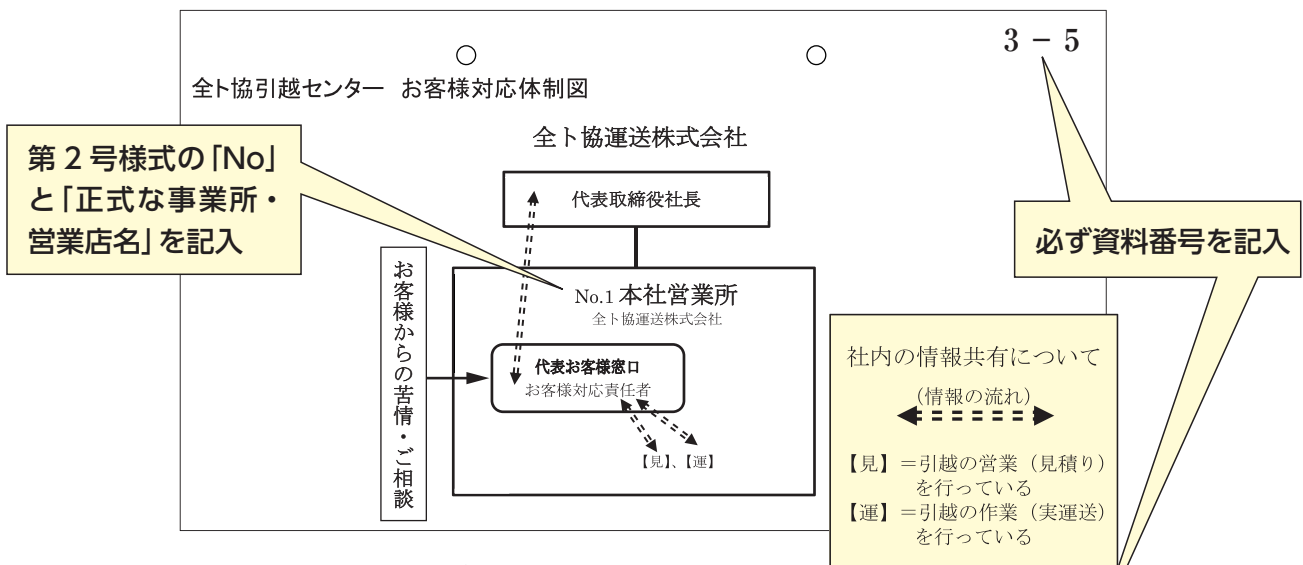
【体制図の記入内容】

- ① 「代表お客様窓口」の設置箇所
- ② お客様からの苦情・ご相談内容についての情報の流れ
- ③ 引越に係る全ての事業所・営業店について、業務内容の記入
業務内容：引越の見積等の営業を【見】と表示
引越の実運送の業務を【運】と表示
- ④ 第 2 号様式の「No」と「正式な事業所・営業店名」を記入

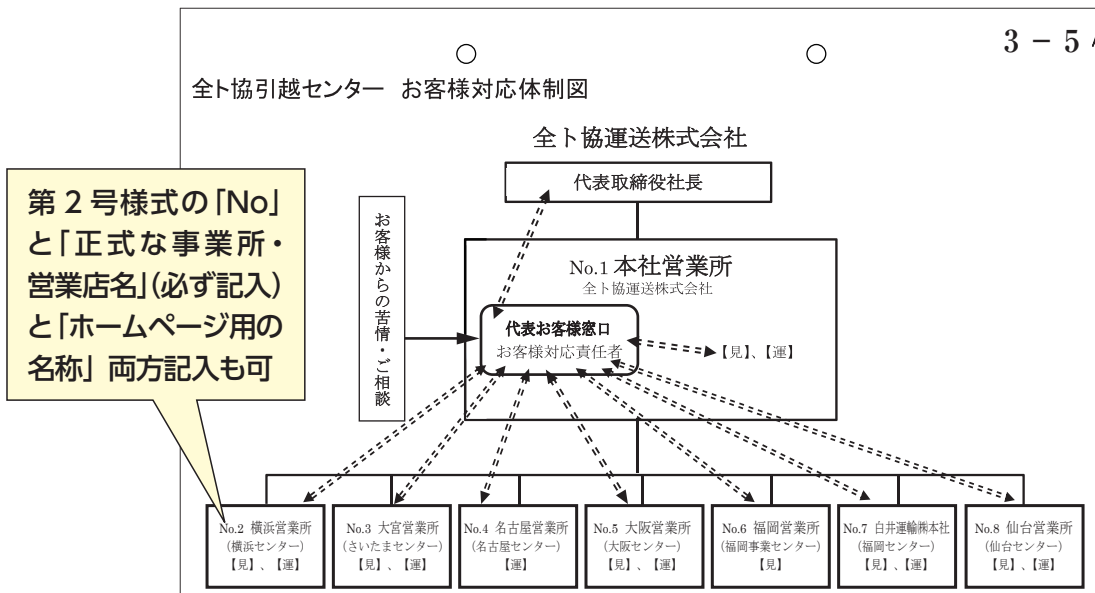
※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号『3 - 5』と必ず記入してください。

添付資料 3 - 5 「体制図」 の例

【1 社 1 事業所の場合】

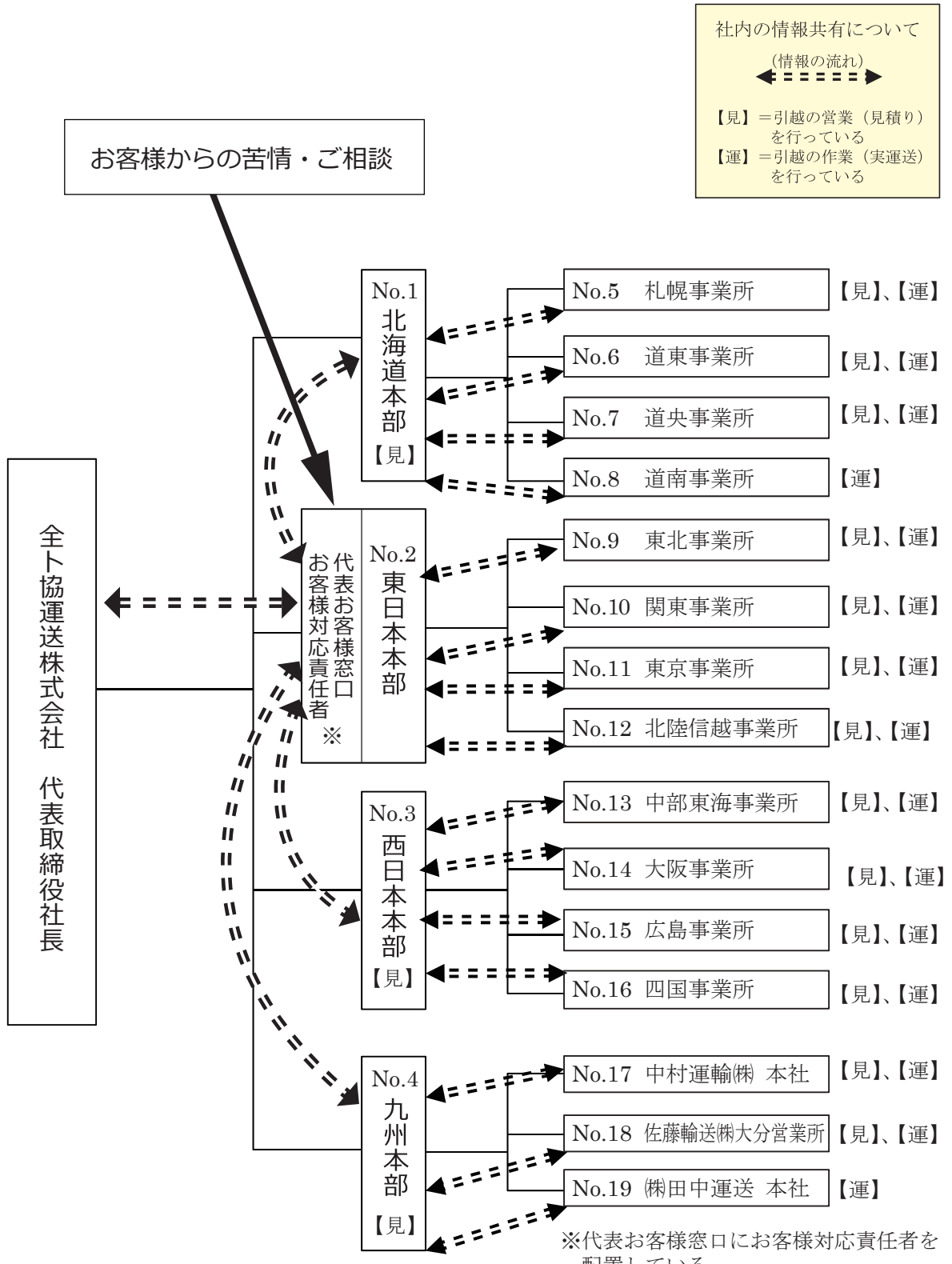


【複数事業所・営業店がある場合】



必ず資料番号を記入

全ト協引越センター お客様対応体制図



添付資料 3 - 6 「家電 4 品目の取扱い」 について

添付資料 3 - 6 は、第 3 号様式【4.引越関係法令の遵守】の「(2) 家電リサイクル法に基づき家電リサイクル 4 品目の収集運搬を行う条件を満たしていること」を提出書類で確認します。

提出書類：下記①、②、③いずれかの資料

①引越業と家電小売り業を兼業している場合

例：自社が発行する家電リサイクル券の写し

②一般廃棄物収集運搬業の許可を得ている場合

例：一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

③産業廃棄物収集運搬業の許可を得ており、かつ家電小売店等からの委託を受けている場合

例：産業廃棄物収集運搬業許可証の写しと小売店との契約書面の写し

※添付資料は A4 サイズに統一して右肩に資料番号「3 - 6」と必ず記入してください。

※コピーは白黒可。

なお、家電 4 品目の収集運搬を行っていない場合は、第 3 号様式の「誓約をする 1. はい 2. いいえ」の欄に「0」を記入し、添付資料は不要です。

①自社が発行している家電リサイクル券の写し

必ず資料番号を記入

A4 用紙にコピーして添付してください。

「小売業者」の欄に申請事業者が記載されているもの

②一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

必ず資料番号を記入

③産業廃棄物収集運搬業許可証の写しと小売店との契約書面の写し

必ず資料番号を記入

第 4 号様式

新規：様式は全日本トラック協会のホームページからダウンロードできます。

更新：現在登録されている情報を様式に印刷して送付します。

「第 4 号様式」は、第 2 号様式に記入した全ての事業所・営業店ごとの情報を記入し、作成してください。名称と住所は G マークの認定証と同一にしてください。同一でない場合（移店等）は、G マークの写しにその理由を記入してください。

第 4 号様式

新規申請用

(第 4 号様式)

公益社団法人全日本トラック協会 殿

申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター
申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社
分類	A B・C

引越事業者優良認定申請書(事業所・営業店の概要)

上記の名称にて引越サービスを提供している当事業所・営業店は、全日本トラック協会が行う引越事業者優良認定制度による審査のための必要書類として、G マーク認定証の事業所名・住所を記入

No.は、第 2 号様式の左側の番号

No.	1		引越の実運送の実施	有・無	事業者番号 ※1		
事業所・営業店	フリガナ	ホンシャエイギョウシヨ	運輸支局に届出しているトラックの台数 ※2			20	
	名称	本社営業所	うち引越に使用するトラックの台数 ※2			15	
	フリガナ	トウキョウトシンジユクヨツヤ					
住所	〒160-**** 東京都新宿区四谷 * - * - *						
電話	03-***-****		FAX	03-***-****			
G マーク認定番号 ※2	1234567 (2)		有効期限 ※2	20 ** 年から 20 ** 年まで			

引越管理者講習修了者を記入してください。(修了証の添付は不要)

No.	氏名	フリガナ	修了番号	次回受講時期	備考
1	全国 太郎	ゼンコク タロウ	*****	2026 年度	10/23 東京
2	引越 真弓	ヒッコシ マユミ	*****	2027 年度	
3				年度	
4				年度	

引越管理者講習修了者がいない場合は、受講予定者を記入してください。(新規申請は 11 月末まで)

No.	氏名	フリガナ	場所(トラック協会)	日付	修了番号※3
1	田中 安子	タナカ ヤスコ	**県トラック協会	10月21日	
2					

引越管理者講習修了証 第*****号

氏名 全国 太郎
Name Zenkoku Taro

顔写真

次回受講時期 2026 年度 (令和 8 年度)

2022 年 * 月 * 日 (東京都)

JTA 全日本トラック協会

事業所・営業店に引越管理者講習修了者がいない場合、新規申請は 2026 年 11 月末まで、更新申請は 2027 年 3 月末までに受講が必要

第 1 号様式のパターン 3 のグループ内事業者のみ記入

2023 年度から実施

※記入する文字は黒。 ※消えるボールペンや鉛筆は不可。

※ 4 号様式の事業所・営業店欄の名称・住所が引越安心マークの認定証に反映されます。

添付資料 4 「安全性優良事業所認定証」 について

引越を行う事業所でGマークを取得（分類 A）している場合は、「安全性優良事業所認定証（写）」を提出してください。右肩に資料番号を記入し、第4号様式に添付してください。

Gマーク未取得事業所（分類 B）は、特例に関する書類（第5号様式及び第6-1号様式または第6-2号様式）の提出が必要です。


※添付資料は A4 サイズに統一してください。

※『第2号様式の正式な事業所』の No. が 1 の場合→「4-1」、No. が 3 の場合→「4-3」

※コピーは白黒可。

添付資料 4 認定証例

認定証番号
1234567(2)



安全認定

4-1

必ず資料番号を記入

末尾の番号は「第2号様式」のNo.

安全性優良事業所認定証

第2号様式の「正式な事業所の名称」と4号様式の事業所名はこの事業所名を記入

事業所名：全ト協運送株式会社
本社営業所

住 所：東京都新宿区新宿*-*-*
例 2023年5月 新宿区四谷*-*-*へ移転

第4号様式には、この住所を記入
第2号様式の住所とは不一致可

上記事業所は、20**年度貨物自動車運送事業安全性評価事業において、貨物自動車運送事業法に規定する輸送の安全確保等に関する下記事項について評価した結果「安全性優良事業所」として認定したことを証します。


評価事項 I. 安全性に対する法令の遵守状況
II. 事故や違反の状況
III. 安全性に対する取組の積極性

有効期間 20**年1月1日～20**年12月31日
(*年間)

20**年**月**日

国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会

会 長 **寺岡 洋一**



第4号様式

事業所が分類 B の場合は特例の申請が必要。30～36 ページ参照。

1. 「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査(特例)について

引越事業者優良認定の申請者は、申請資格要件で引越を行う全ての事業所がGマークを取得することが必要ですが下記理由で一部の事業所がGマークを取得できない場合は、Gマーク取得に準ずる取扱いについて別に審査を行う「特例」を設けています。

この特例を使用する場合は、

- ・申請者の事業所のうち、少なくとも1事業所がGマーク認定事業所であること
- ・本年度にGマーク申請を行った事業所があること

上記の場合に限り、特例を使用し申請することができます。ただし、Gマーク申請を行った結果不認定の場合は、引越事業者優良認定も認定されません。

2. Gマークが未取得である理由について(下記の1.～5.であること)

1. 申請者が利用運送のみで、実運送を行わないため「安全性優良事業所」申請資格要件がない。
(参照：42 ページ Q11)
2. 当該事業所が事業開始後3年未満のため、「安全性優良事業所」申請資格要件がない。
3. 当該事業所が本年度「Gマーク」申請を行った。
4. 当該事業所において有責の第一当事者の事故等により「Gマーク」の認定要件を満たさなくなった、または申請をしても認定要件を満たさない。
5. その他の理由により当該事業所が「Gマーク」の申請を行えない。

3. 「特例」に必要な申請書類一覧

※提出された書類は理由の如何を問わず返却できませんので、必ず写し(コピー)を添付するか、あらかじめ控えをとるなどしてください。

申請様式および添付資料		参照ページ	書類の有無	様式
第5号様式	引越事業者優良認定における安全性優良事業所(Gマーク)の未取得の理由書及び誓約書	P.31	理由 1.2.3.4.5	Web
第6-1号様式	引越事業者優良認定における安全性優良事業所(Gマーク)未取得事業所の自己申告書(第5号様式 理由2～5の場合のみ選択)	P.32	理由 2.3.4.5	Web
添付資料第6-1	Gマーク申請書(写)(受付番号があるもの)	P.34	理由3	自社
添付資料第6-1	自動車事故報告書(写)等、改善報告書	P.35	理由4	自社
添付資料第6-1	Gマーク未取得理由がわかる自認書		理由5	自社
第6-2号様式	引越事業者優良認定における安全性優良事業所(Gマーク)未取得事業所の自己申告書(第5号様式 理由1の場合のみ選択)	P.36	理由1	Web

様式について

「Web」は全日本トラック協会のホームページからダウンロードして、記入してください。

「自社」は事業者で使用している書類をご用意ください。

4. 審査手数料

審査手数料：1事業所あたり500円(税込)

※申請受付後、全日本トラック協会より、申請料と合わせた請求書をお送りします。

第5号様式 Gマーク未取得の理由と誓約（新規・更新 共通様式）

「第5号様式」では、Gマークの認定を得ていない理由を申告するとともに、第6-1号様式または第6-2号様式により法令の遵守状況や社会保険等への加入など、適正に事業を行っていることなどを誓約します。（分類Bのみ）

(第5号様式)

特 例

公益社団法人全日本トラック協会 殿

申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター
申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社
上記の代表者名	全日本 次郎

引越事業者優良認定における安全性優良事業所未取得の理由書及び誓約書

当制度の申請にあたり、下記の事業所が安全性優良事業所未取得であることを理由とともに申出ます。
 下記の安全性優良事業所未取得事業所については、当制度の更新申請までに安全性優良事業所を取得することなど適切に対応することを誓約いたします。また、第6-1号様式または第6-2号様式を提出し、法令の遵守状況や社会保険等への加入など、適正に事業を行っていることを申告します。各様式により申告する内容については、全て虚偽・間違いのないことを誓約いたします。

第6-1号様式の【5.適正化実施機関による巡回指導の評価結果についての自己申告】を確認するため、全日本トラック協会が過去3年間の巡回指導の結果を参照することに意義を唱えません。

No. (第2号様式・更新第2号様式と同じ番号)	事業所名	未取得理由の番号 (下記の理由から選んでください)	安全性優良事業所未取得の理由	提出様式 (理由番号が「1」の場合は「6-2」を、それ以外の場合は「6-1」を記入)
2	横浜営業所	理由 3	神奈川県トラック協会に申請済み	6-1
4	名古屋営業所	理由 4	2023年12月3日に発生した事故のため	6-1
5	大阪営業所	理由 5	***** (*に具体的な理由を記入すること)	6-1
7	桜運送株式会社 本社	理由 1	利用運送のみで、実運送を行わないため	6-2
8	仙台営業所	理由 2	2024年8月、事業開始	6-1

注1) 安全性優良事業所未取得の理由は下記のとおりです。
 下記の未取得理由に該当する番号を、上記の理由番号欄に記入してください。また、安全性優良事業所未取得の理由欄に未取得の具体的な理由を記入してください。

理由1：申請者が利用運送のみで、実運送を行わないため「安全性優良事業所」申請資格がない。
 理由2：当該事業所が事業開始後3年未満のため、「安全性優良事業所」申請資格がない。
 理由3：当該事業所が本年度「安全性優良事業所」に申請を行った。
 理由4：当該事業所において有責の第一当事者の事故等により「安全性優良事業所」の認定要件を満たさなくなった、または申請をしても認定要件を満たさない。
 理由5：その他の理由により当該事業所が「安全性優良事業所」の申請を行えない。
 (具体的な理由を記入すること)
 ※「事業計画の」

注2) 安全性優良事業所未取得事業所が5事業所以上の場合は、この様式をコピーし

理由5の場合は具体的な理由を記入

理由1の場合は6-2を
理由2～5の場合は6-1を記入

 特
例

※記入する文字は黒。※消えるボールペンや鉛筆は不可。

第 6 - 1 号様式 Gマーク未取得理由 2. ～ 5. の事業所が提出 (新規・更新 共通様式)

「第 6 - 1 号様式」は、理由 2. ～理由 5. の実運送を行っているが G マークの認定を得ていない事業所の場合に提出します。

【1. 安全性に対する法令の遵守状況】、【2. 事故や違反の状況について】、【3. 法に基づく許可申請、届出、報告事項について】、【4. 社会保険等への加入について】、【5. 適正化実施機関による巡回指導の評価結果について】自己申告を求めます。

特 例

(第 6 - 1 号様式)

公益社団法人全日本トラック協会 殿

第 2 号様式 (更新第 2 号様式) と同じ事業所名の No. を記入してください。	No.	2
---	-----	---

申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター
申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社
事業所名	横浜営業所
上記の事業所の責任者名	安全 良雄

引越事業者優良認定における安全性優良事業所未取得
事業所の自己申告書

【1. 安全性に対する法令の遵守状況についての自己申告】

※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入。配点の点数が加点されます。合計で32点に満たない場合には認定されません。

内 容	配 点	Yes の場合は「1」を記入
(1) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	1	1
(2) 事故記録が適正に記録され、保存されているか。	1	1
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	1	1
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	1	1
(5) 運行管理規程が定められているか。	1	1
(6) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	1	1
(7) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	1	1
(8) 過労防止に配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	3	1
(9) 過積載による運送を行っていないか。	3	1
(10) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	3	1
(11) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	1	1
(12) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	1	1
(13) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	1	1
(14) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	3	1
(15) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	2	1
(16) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	2	1
(17) 整備管理規程が定められているか。	1	1
(18) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	1	1
(19) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	1	1
(20) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	3	1
(21) 就業規則が制定され、届出されているか。 ※	1	1
(22) 36協定が締結され、届出されているか。	1	1
(23) 労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	1	1
(24) 所用の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3	1
(25) 運輸安全マネジメントを的確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成、実行、評価及び改善の一連の過程を円滑に進めているか。	2	1

(21) ※従業員10名未満で届出義務がない場合は、空欄にして別紙を添付してください。

【2. 事故や違反の状況についての自己申告】

※以下の項目の(1)に該当する場合は、国土交通省に提出した自動車事故報告書、(2)に該当する場合は一般貨物自動車運送事業の輸送施設の使用停止及び附帯命令書や輸送の安全確保命令書など、事故や違反の詳細がわかる資料を、以下の要領で資料No. を記載して添付してください。

『第2号様式の事業所のNo. が1の場合→「6-1(1)」、事業所のNo. が17の場合→「6-1(17)」』

内 容	事 項	申 告 欄
(1) 事故の実績	2026年11月30日から過去3年間(2023年12月1日～2026年11月30日)に、事業所の事業用自動車(有責の第一当事者となる、自動車事故報告規則(国土交通省令)第2条各号に定める事故)がある。	実績がある場合は「1」を記入 0
(2) 違反(行政処分)の実績	2026年11月30日において、事業所に、貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の累積点数が20点を超えている。	20点以上の場合は「1」を記入 0

※実績がない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。

※理由 2. ～ 5. の事業所が提出。

※記入する文字は黒。※消えるボールペンや鉛筆は不可。

【 3. 法に基づく認可申請、届出、報告事項についての自己申告】

※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入してください。(5) (7)を除き全てが「Yes」でない場合には、認定されません。

事 項	Yes の場合は「1」を記入
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	
A. 主たる事務所の名称は正しく届出されているか。	事後届 1
B. 主たる事務所の位置は正しく届出されているか。	事後届 1
C. 営業所の名称は正しく届出されているか。	事後届 1
D. 営業所の位置は正しく許可または認可を受けているか。 (運輸局長が指定する区域内における位置変更の場合は、正しく届出されているか。)	許可または事後届 1
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	許可または事後届 1
A. 普通車、小型車、トラクタ、トレーラの種別とその数は、正しく届出されているか。	事前届 1
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	
A. 自動車車庫の位置は正しく許可または認可を受けているか。	認可 1
B. 自動車車庫の収容能力は正しく許可または認可を受けているか。	認可 1
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力に変更はないか。	
A. 休憩・睡眠施設の位置は正しく許可または認可を受けているか。	認可 1
B. 休憩・睡眠施設の収容能力は正しく許可または認可を受けているか。	認可 1
(5) 届出事項に変更はないか。(事業者の名称、住所、役員変更等) ※本社営業所の場合だけ回答してください。それ以外の事業所は「0 (ゼロ)」を記入してください。	本社営業所の場合だけ回答してください。
A. 事業者 (本社) の名称や住所は正しく届出されているか。	事後届 0
B. 事業者 (本社) の役員・社員は正しく届出されているか。	事後届 0
(6) 自動車事故報告書を提出しているか。	
A. 自動車事故報告書は、自動車事故報告規則に定められた事故が発生した場合、30日以内に提出されているか。	事後届 1
(7) 事業報告書、事業実績報告書を提出しているか。 ※本社営業所の場合だけ回答してください。それ以外の事業所は「0 (ゼロ)」を記入してください。	本社営業所の場合だけ回答してください。
A. 事業報告書は毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか。	事後届 0
B. 事業実績報告書は毎年7月10日までに提出されているか。	事後届 0
(8) 運行管理者の選任等について、届出されているか。	
A. 運行管理者資格者証を有する者で、配置車両数に応じた必要な員数の運行管理者が選任され、正しく届出されているか。	事後届 1
B. 運行管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 1
(9) 整備管理者の選任等について、届出されているか。	
A. 整備管理者資格を有する者が選任され、正しく届出されているか。	事後届 1
B. 整備管理者の解任、変更について正しく届出されているか。	事後届 1

本社のみ回答

特
例

【 4. 社会保険等への加入についての自己申告】

※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入してください。全てが「Yes」でない場合には、認定されません。

事 項	Yes の場合は「1」を記入
(1) 労災保険、雇用保険に加入しているか。	
A. 労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されているか。	必須 1
B. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。	必須 1
C. 雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されているか。	必須 1
D. 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか。	必須 1
(2) 健康保険、厚生年金保険に加入しているか。	
A. 健康保険について、年金事務所 (協会けんぽ) または健康保険組合 (組合健保) に適用事業所として正しく届出されているか。	必須 1
B. 厚生年金保険について、年金事務所に適用事業所として正しく届出されているか。	必須 1
C. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。	必須 1
D. 雇用者から所定の保険料が控除されているか。	必須 1
E. 保険料を適切に年金事務所または健康保険組合に納付しているか。	必須 1

【 5. 適正化実施機関による巡回指導の評価結果についての自己申告】

※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入してください。全てが「Yes」でない場合には、認定されません。

事 項	Yes の場合は「1」を記入
(1) 適正化実施機関による巡回指導の評価結果がC (70点) 以上であるか。	必須 1
(2) 全日本トラック協会が上記の結果を確認することに同意するか。	必須 1

添付資料 6 - 1 「安全性優良事業所」(G マーク事業所)の申請が確認できる書類について

第5号様式の理由が『理由3.本年度にGマークを申請中』の場合に、2026年度にGマークの申請を行ったことを証明する申請書のコピーを添付してください。

右肩に次の要領で資料番号を記載してください。

第5号様式のNo. (第2号様式の事業所のNo.) が2の場合→「6 - 1 (2)」、8の場合→「6 - 1 (8)」と記入。

※添付資料はA4サイズに統一してください。

安全性評価申請書 (第1号様式) 新規申請用

(第1号様式)
6 - 1 (8)

新規申請用

申請書控

必ず資料番号を記入

申請年月日 (西暦) 年月日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関 殿

事業者名
事業所(営業所)名
代表者の役職及び氏名

安全性評価申請書

当事業所(営業所)は、貴機関が行う20**年度貨物自動車運送事業安全性評価事業による安全性評価を希望し、ここに必要書類等を添えて申請します。
 なお、申請に当たり、当事業所(営業所)は、下記のとおり、必要な資格要件を満たしていることを申告します。
 また、当事業所(営業所)は、貴機関が安全性評価事業を行うに際して、当事業所(営業所)の行政処分の累積点数並びに当事業所(営業所)の自動車事故報告規則第2条各号に規定する事故に関し、国土交通省から必要な情報の提供を受けることについて同意します。

【申請事業所(営業所)】

フリガナ 事業者名 事業所(営業所)名	(事業者名) (営業所名)		
フリガナ 事業所(営業所) 代表者の役職及び氏名	(役職) (氏名)	電話	
		FAX	
フリガナ 事業所(営業所) 所在地	〒□□□-□□□□		
フリガナ 連絡先担当者の 役職及び氏名	(役職) (氏名)	全従業員数	
		選任運転者数	

【申請資格要件】
 当事業所(営業所)の20**年7月1日現在における申請資格に関する状況は次のとおりです。

①事業開始後3年経過について	事業開始年月日	
②配置車両数5両以上について	配置事業用自動車数	両(うち被けん引車 両)
③申請欠格期間の経過について	過去の認定取消等の有無	無・有()

【自動車事故報告書の提出】
 20**年12月1日以降に発生した事故に係る自動車事故報告書の運輸支局等への提出について 無・有()

※「有」の場合には自動車事故報告書(表・裏)の写し及び当該事故に関する関連資料を添付すること。

【貨物自動車運送事業者(本社)】

フリガナ 事業者名		
フリガナ 事業者の 代表者名		本申請に係る本社 担当部署名及び電話
フリガナ 事業者の 本社所在地		
事業者番号 (数字12桁)		貨物自動車運送 事業の種類 その他(利用)

①申請者 控

末尾()内の番号は「第5号様式」
の事業所のNo.

添付資料 6 - 1 「自動車事故報告書 (写)」等について

添付資料 6 - 1 で、第 5 号様式の理由が『理由 4. 当該事業所において有責の第一当事者の事故または、行政処分の累積点数（以下違反という）により「安全性優良事業所」の認定要件を満たさなくなった。もしくは申請をしても認定要件を満たさない』場合は、下記資料を提出してください。

- 【事故の場合】 ・ 運輸支局に提出した「自動車事故報告書(写)」両面のコピー
 ・ 改善報告書のコピー

- 【違反の場合】 ・ 「輸送施設の使用停止及び附帯命令書(写)」など違反状況がわかる書類のコピー
 ・ 改善報告書のコピー

右肩に次の要領で資料番号を記入し第 6 - 1 号様式に添付してください。

※添付資料は A4 サイズに統一してください。

添付資料 6 - 1 【事故の場合】「自動車事故報告書(写)」 「改善取組報告書」例

6 - 1 (4)

自動車事故報告書

国土地交通大臣 官 発

自動車ユーザーの氏名又は名称 全ト販運株式会社
住所 東京都新宿区四谷 4-1-1
電話番号 03-XXXX-XXXX
令和 6 年 1 月 20 日 提出

発生日時	令和 6 年 1 月 10 日 10 時 30 分	立寄地名又は道路名	都道 8 号線
天候	晴れ	立寄場所	東京都豊島区 豊王北 100-1
発生場所	東京都豊島区 豊王北 100-1	自動車登録番号又は車両番号	横浜 100あ ●●

※内容について問合せを行う場合があります。

6 - 1 (4)

改善取組報告書

1. 再発防止対策

.....

2. 教育・周知

.....

※内容について問合せを行う場合があります。

添付資料 6 - 1 【違反の場合】「輸送施設の使用停止及び附帯命令書(写)」 「改善取組報告書」例

6 - 1 (4)

○○○ 年 月 日

輸送施設の使用停止及び附帯命令書

.....

6 - 1 (4)

改善取組報告書

1. 再発防止対策

.....

2. 教育・周知

.....

特
例

第 6 - 2 号様式 Gマーク未取得理由 1. の事業所が提出 (新規・更新 共通様式)

「第 6 - 2 号様式」は、Gマーク未取得の理由 1. 「利用運送のみの事業所など実運送を行わないため、Gマーク申請の資格がない」場合に提出します。

法令の遵守状況について、社会保険等への加入の自己申告を求めます。

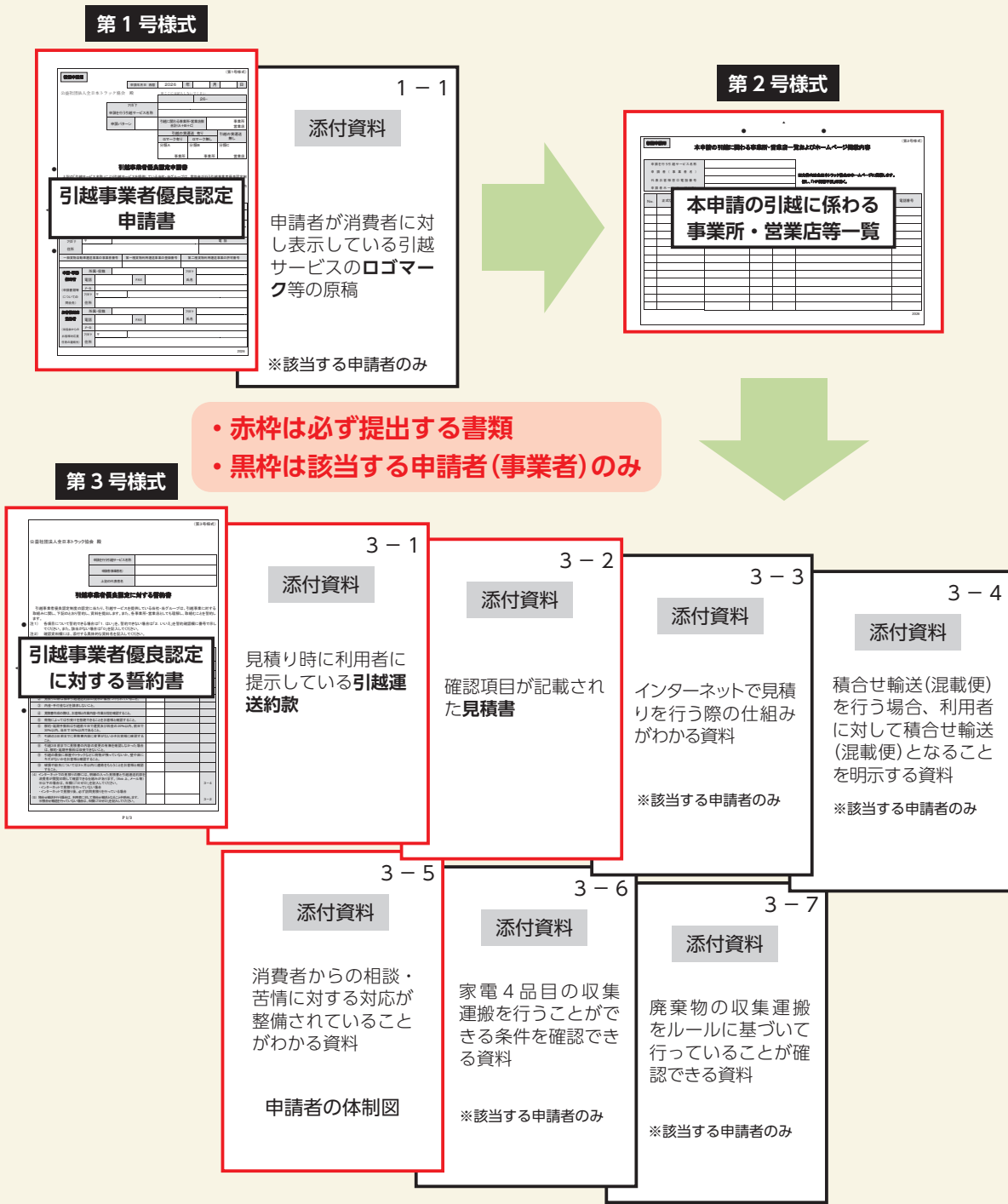
特 例	(第 6 - 2 号様式)								
公益社団法人全日本トラック協会 殿	第 2 号様式 (更新第 2 号様式) と同じ 事業所名の No. を記入してください。								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px;">No.</td> <td style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">7</td> </tr> </table>	No.	7						
No.	7								
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請を行う引越サービス名称</td> <td style="color: red;">全ト協引越センター</td> </tr> <tr> <td>申請者(事業者名)</td> <td style="color: red;">全ト協運送株式会社</td> </tr> <tr> <td>事業所名</td> <td style="color: red;">桜運送株式会社 本社</td> </tr> <tr> <td>上記の事業所の責任者名</td> <td style="color: red;">田中 二郎</td> </tr> </table>	申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター	申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社	事業所名	桜運送株式会社 本社	上記の事業所の責任者名	田中 二郎
申請を行う引越サービス名称	全ト協引越センター								
申請者(事業者名)	全ト協運送株式会社								
事業所名	桜運送株式会社 本社								
上記の事業所の責任者名	田中 二郎								
<p>引越事業者優良認定における安全性優良事業所未取得 事業所の自己申告書</p>									
<p>【 1 . 法令の遵守状況についての自己申告】</p> <p>※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入してください。全てが「Yes」でない場合には、認定されません。</p>									
内 容	配 点	Yes の場合は 「1」を記入							
(1) 就業規則が制定され、届出されているか。	1	1							
(2) 3 6 協定が締結され、届出されているか。	1	1							
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか。	1	1							
(4) 所用の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	3	1							
<p>【 2 . 社会保険等への加入についての自己申告】</p> <p>※以下の項目について、「Yes」の場合は「1」を記入してください。全てが「Yes」でない場合には、認定されません。</p>									
	事 項	Yes の場合は 「1」を記入							
(1) 労災保険、雇用保険に加入しているか。									
A. 労働基準監督署に適用事業所として正しく届出されているか。	必 須	1							
B. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。	必 須	1							
C. 雇用保険については、雇用者から所定の保険料が控除されているか。	必 須	1							
D. 保険料を適切に労働基準監督署に納付しているか。	必 須	1							
(2) 健康保険、厚生年金保険に加入しているか。									
A. 健康保険について、年金事務所(協会けんぽ)または健康保険組合(組合健保)に適用事業所として正しく届出されているか。	必 須	1							
B. 厚生年金保険について、年金事務所に適用事業所として正しく届出されているか。	必 須	1							
C. 法に定める従業員、パート・アルバイト等がもれなく加入しているか。	必 須	1							
D. 雇用者から所定の保険料が控除されているか。	必 須	1							
E. 保険料を適切に年金事務所または健康保険組合に納付しているか。	必 須	1							

理由 1. の事業所が提出。記入する文字は黒。

※手書き、または全て印刷した用紙で申請してください。(データによる提出は不可)

- ① 第1号様式、添付資料1-1 (ロゴマーク)
- ② 第2号様式
- ③ 第3号様式、添付資料3-1 (標準引越運送約款等)、3-2 (確認項目が記載された見積書)、3-3 (Web 見積りの見積書の出し方、見積書見本等)、3-4 (積合せ輸送であることを明示した資料)、3-5 (体制図)、3-6 (家電4品目を取扱えることが確認できる資料)、3-7 (廃棄物の収集運搬を行えることが確認できる資料)

※添付資料はA4サイズに統一してください。



④ 第4号様式、添付資料4（Gマーク認定証の写し）を第2号様式にあるNo.の順番に重ねてください。

Gマーク未取得のため、Gマーク認定証の写しがない場合は、特例の申請書類が必要となります。30～36ページを参照してください。

※添付資料はA4サイズに統一してください。

第2号様式

No.	正式な事業所・営業店名	全日本トラック協会 ホームページ掲載用の名称	郵便番号	都道府県
1	本社営業所	HP掲載不要	160-****	東京都
2	横浜営業所	横浜センター	231-****	神奈川県
3	大宮営業所	大宮センター	330-****	埼玉県
4	名古屋営業所	名古屋センター	467-****	愛知県
5	大阪営業所	大阪センター	539-****	大阪府

添付資料の枝番号は、第2号様式に記入した事業所No.と一致させる

- ・赤枠は必ず提出する書類
- ・黒枠は該当する申請者(事業者)のみ

第2号様式のNo.の順番で重ねる。

第4号様式 No.1

4-1
添付資料
Gマーク認定証の写し

第4号様式 No.2

4-2
添付資料
Gマーク認定証の写し

・全ての4号様式にGマーク認定証の写しが添付されている場合は、40ページのファイルのとじ方へ進んでください。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

第4号様式

特例審査書類のとりまとめ方法

Gマーク未取得の事業所がある場合は、必ず提出してください。

※手書き、または全て印刷した用紙で申請してください。(データによる提出は不可)

※添付資料は A4 サイズに統一してください。

① 第5号様式

② 第6-1号様式または第6-2号様式

No.	理由1 理由2 理由3 理由4 理由5	事業所名	未取得の理由	安全性優良事業所未登録の理由	備考
2		横浜営業所	理由 3	神奈川県トラック協会に申請済み	6-1
4		名古屋営業所	理由 4	2023年12月3日に発生した事故のため	6-1
5		大宮営業所	理由 5	※事業所名を記載してください(※に欄外記載理由を記入すること)	6-1
7		拉運送株式会社 本社	理由 1	利用運送のみで、実運送を行っていないため	6-2
8		仙台営業所	理由 2	2024年8月、事業開始	6-1

- ・ Gマーク未取得「理由1」の場合は第6-2号様式を提出
- ・ Gマーク未取得「理由2」の場合は第6-1号様式を提出
- ・ Gマーク未取得「理由3」の場合は第6-1号様式とGマーク申請書の写しを提出
- ・ Gマーク未取得「理由4」の場合は第6-1号様式と自動車事故報告書の写しを提出
- ・ Gマーク未取得「理由5」の場合は第6-1号様式と未取得の理由がわかる書類を提出

(理由1. 実運送を行っていない等)

第6-2号様式

(理由2. 事業開始3年未満)

第6-1号様式

(理由3. 今年度Gマーク申請済み)

第6-1号様式

6-1 (2)

添付資料

Gマーク申請書の写し

(理由4. 事故等によりGマーク未取得)

第6-1号様式

6-1 (4)

添付資料

自動車事故報告書の写し
(両面)

(理由5. その他)

第6-1号様式

6-1 (5)

添付資料

未取得の理由がわかる資料

③ Gマーク未取得の事業所が作成する申請書類を第5様式に記入したNo.の順番に重ねてください。

例：16ページの第2号様式の場合

No.	事業所名	未取得理由の番号 (理由1～5)	未取得理由	添付資料 (理由番号の順に 記入し、付添資料の 番号も記入)
2	横浜営業所	理由 3	神奈川県トラック協会に申請済み	6-1
4	名古屋営業所	理由 4	2023年12月3日に発生した事故のため	6-1
5	大塚営業所	理由 5	***** (+に具体的な理由を記入すること)	6-1
7	松澤送株式会社	理由 1	利用運送のみで、実運送を行わない ため	6-2
8	仙台営業所	理由 2	2024年8月、事業開始	6-1

No.1 本社営業所
(理由1. 実運送を行っていない等)

第6-2号様式 No.1

No.2 横浜営業所
(理由3. 今年度Gマーク申請済み)

第6-1号様式 No.2

6-1 (2)

添付資料

Gマーク申請書の
の写し

No.4 名古屋営業所
(理由4. 事故等によりGマーク未取得)

第6-1号様式 No.4

6-1 (4)

添付資料

自動車事故報告書
の写し
(両面)

No.6 福岡営業所
(理由5. その他)

第6-1号様式 No.6

6-1 (6)

添付資料

未取得の理由が
わかる資料

No.8 仙台営業所
(理由2. 事業開始3年未満)

第6-1号様式 No.8

ファイルのとじ方

必ずファイル（フラットファイル等）にとじてください。（クリアファイル不可）

第1～4号様式を順に重ね、特例を利用する場合、その下に第5～6号様式を重ね、書類左側へパンチ穴を開け、ファイルにとじてください。事業所・営業店が多く、提出枚数が多い場合は、パイプファイル等をご利用ください。

注意事項（お願い）

- ・必ずコピーし、認定が発表されるまで保管。
- ・添付資料は全て A4 サイズに統一。
- ・添付資料の No. は必ず記入。
- ・ホチキス止め、インデックスは不要。
- ・必ずファイルにとじ、ファイルには何も書かない。

①

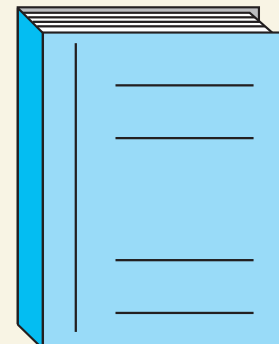
○ 第1～4号様式
申請書類

+

②

○ 第5～6号様式
特例を利用する
場合に作成する
申請書類

ファイルに
とじる



特例利用の場合のみ

完成

送付方法は5ページをご覧ください。

1. 申請について

Q 1. 弊社は倉庫業の許可しかありませんが、申請できますか？

A 1. 申請できません。申請には「一般貨物自動車運送事業の許可」「第一種貨物利用運送事業の登録」「第二種貨物利用運送事業の許可」が必要です。

Q 2. 複数の事業者で共通の引越サービス名称を使用している引越グループの場合、引越グループ内の個々の事業者はどのような申請が必要ですか？

A 2. 申請は、本部事業者が全てのグループ内事業者の事業所・営業店も含めて書類を取りまとめて申請します。引越グループ内事業者は、第4号様式を作成して、本部事業者に提出してください。

Q 3. 複数の事業者で共通の引越サービス名称を使用して引越を行っていますが、共通の引越サービス名称とは別に、自社の名前でも引越安心マークを使用する場合はどうすればいいですか？

A 3. 自社名で申請する必要があります。当制度は引越サービス名称の単位で認定しているため、引越グループに所属する事業者が自社名の引越サービス名称で引越安心マークを使用する場合、自社名でも申請を行う必要があります。自社名で認定された場合は、引越安心マークが使用できます。認定されていない自社名で引越安心マークを使用すると、不正利用になりますのでご注意ください。

Q 4. 本社が引越に関わっておらず事業所・営業店のみが引越業務を行っている場合でも、本社による申請が必要ですか？

A 4. 本社からの申請が必要です。

Q 5. 認定後、更新申請を行わず認定の有効期限（3年間）が満了となってしまいました。また申請することは可能ですか？

A 5. 新規として申請することが可能です。

Q 6. 第1号様式に記入する事業者番号と、見積書に記載する事業許可番号は何が違うのですか？

A 6. 第1号様式に記入する事業者番号は09で始まる12桁の数字で、国土交通省の番号です。Gマークを申請する際に申請書に記載される番号になりますのでご確認ください。また、事業者番号が分からない場合は、各都道府県トラック協会（地方実施機関）にお問合せください。見積書に記入する事業許可番号は、一般貨物自動車運送事業の許可を得る際、許可証に記載されている文書番号です。

例：関東の場合、『関東自貨第〇〇号』（構成は届出の局、支局、届出年度などによって異なります。）
事業許可番号は、見積書に必ず記載が必要になるため、確認してください。不明な場合は、運輸支局にお問合せください。

2. 申請する事業所・営業店について

Q 7. 申請が必要な事業所・営業店とは？

A 7. 下記のように、引越に関わる業務を行っている全ての事業所・営業店の申請が必要です。

- ① 引越の作業や実運送を行っている事業所
- ② 引越の営業（見積り）や依頼の受付（電話受付のみの場合）を行っている営業店

③ 引越の問合せや相談受付などお客様対応を行っている営業店
また、引越グループの場合も、上記の業務を行っている事業者は、申請が必要です。申請は引越グループの本部がとりまとめて行います。(Q 2. 参照)

Q 8. A7.にある事業所・営業店のうち、申請資格要件を満たしていない事業所・営業店があります。これを除外して申請することはできますか？

A 8. 引越に関わる全ての事業所・営業店の申請が必要なため、除外して申請することはできません。

Q 9. A7.の引越業務を行っていない事業所も申請対象となりますか？

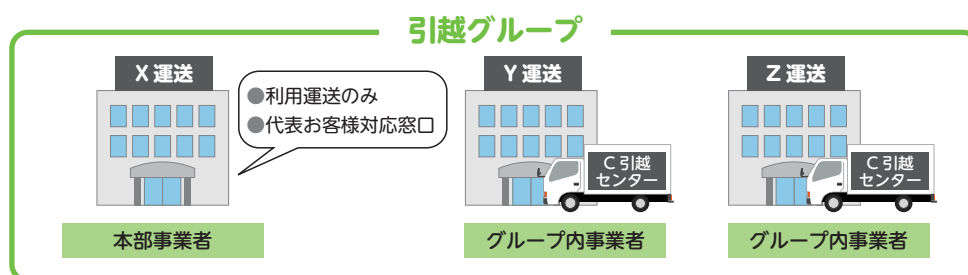
A 9. A7.に該当しない事業所は、申請対象外です。

Q 10. 事務所移転の引越のみを行っている事業所・営業店も申請対象に含まれますか？

A 10. 標準引越運送約款によらない移転（事務所移転等）のみを行っている事業所・営業店は申請対象とはなりません。

Q 11. 弊社は利用運送事業のみで、消費者対応は、弊社窓口で行っていますが、このような場合、弊社のみで申請できますか？

A 11. 利用運送事業者のみでは、申請できません。ただし、委託先の実運送事業者を含めてパターン 3（引越グループ）で、申請できます。



※上記の場合、本部事業者が「代表お客様窓口」であり、Gマークの申請ができない営業店となるため、「特例」で第5号様式の理由1および第6-2号様式の提出が必要です。

3. 引越管理者講習修了者の各事業所・営業店への配置について

Q 12. 今回の申請で対象となる引越管理者講習修了者の配置はいつまでに完了すれば良いですか？

A 12. 新規申請は2026年11月末まで、更新申請は2027年3月までに引越管理者講習修了者を配置してください。

Q 13. 引越管理者講習修了者は、1事業所・営業店に何人の申請が必要ですか？

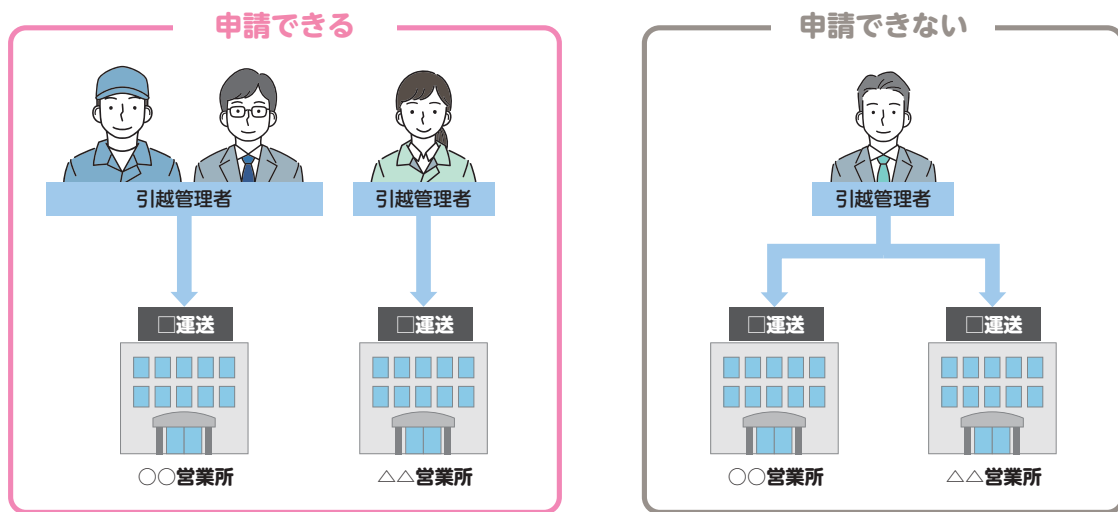
A 13. 1事業所・営業店に1人以上の申請が必要です。1事業所・営業店に複数名を申請することもできます。

転勤や異動のある事業者は、できる限り複数名の配置・登録をお願いします。

Q 14. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所・営業店を兼任して申請することはできますか？

A 14. 1人の引越管理者講習修了者が複数の事業所・営業店を兼任して申請することはできません。

1人の引越管理者講習修了者が申請できるのは1事業所・営業店のみです。



4. 代表お客様窓口及びお客様対応責任者について

Q 15. 代表お客様窓口は本社に設置しなくてははいませんか？

A 15. 代表お客様窓口（引越事業所・営業店全体または引越グループのお客様からの相談・苦情を受付て対応を行う代表の窓口）とその責任者は、本社（本部等）に設置されていなくても構いません。

Q 16. 代表お客様窓口は、いくつ設置しますか？

A 16. 事業所及び営業店の数にかかわらず、引越事業者、引越グループで「代表お客様窓口」をひとつ設置してください。

Q 17. お客様対応責任者は社長で申請できますか？

A 17. 社長で申請できます。申請者が「引越サービス名称」で行う引越の苦情や相談について責任を持って対応できる方を登録してください。

5. その他

Q 18. 基本的には自社で引越を行っています。しかし、まれに引越作業等を他社に委託することがあります。弊社が認定事業者となった場合、委託先の事業者が引越安心マークに認定されていなくても、現状どおり作業を委託して問題ないでしょうか？

A 18. 継続的に委託していなければ問題ありません。
ただし、運送上の責任は貴社が負わなくてはなりません。

Q 19. 認定された後に、事業所・営業店に引越管理者講習修了者がいなくなった場合は、引越安心マークも取消されますか？

A 19. すぐに取消されることはありませんが、年度内に後任者を配置いただき報告願います。また、年度内に配置ができない場合は、全日本トラック協会引越安心マーク担当までご相談ください。転勤のある事業者については、できる限り複数名の配置、登録をお願いします。

Q 20. 特例で認定された後、実運送を行っている事業所でGマーク未取得の場合は、その後もGマーク未取得で良いですか？

A 20. 当制度はGマークの取得が必要です。引越事業者優良認定の更新時（本年度認定された場合は2029年度の更新申請）までにGマークを取得してください。

Q 21. 認定された後、Gマークを返納、または取下げした事業所が発生した場合、引越安心マークは取消されますか？

A 21. すぐに取消されることはありません。第11-2号様式「登録事項変更届出書」により変更の届出をお願いします。審査委員会において再審査を行い、その結果に基づき全日本トラック協会の長が決定します。

ただし、登録をしている事業所のうちGマークを取得している事業所がない場合は、認定基準を満たさないため、取消しの対象となります。

Q 22. 取消しとなった場合の欠格期間は？

A 22. 虚偽の申請や不正な行為等により申請の却下、審査の中止または認定の取消しがあった場合は、その決定がなされた日から起算して2年間、また、認定証、マーク等の不正利用が発覚した場合は、不正利用した認定証等の提出された日から2年間が欠格期間となるため、新たに申請することはできません。

Q 23. 申請の取下げはできますか？

A 23. できます。申請の取下げは、認定が発表となる前までに「引越安心マーク担当」にご連絡ください。

■ 認定等の不正利用について ■

引越安心マークの認定を受けていない者が、下記の行為を行うことを禁じます。

- 認定事業者を名乗り営業し、認定証やマーク等を使用すること
- 消費者に引越安心マーク認定事業者と誤認させるような紛らわしい表記、マーク等を使用すること

引越安心マーク認定事業者が、下記の行為を行うことを禁じます。

- 引越安心マーク認定事業者のうち、認定を受けていない事業所（申請を行っていない事業所）が認定証やマーク等を使用すること
- 認定証を偽造すること
- 認定事業者が認定を受けていない事業者（事業所）に認定証やマーク等を貸与すること

この他に質問等がございましたら「引越安心マーク担当」(03-3354-1038)までお問合せください。

全日本トラック協会ホームページ〔認定事業者一覧〕掲載イメージ

全日本トラック協会の概要 | トラック輸送業界の概要 | 会員の皆様へ | 一般の皆様へ | 学生の皆様へ | こどものページ

引越安心マークとは
全日本トラック協会では、平成25年度より「引越事業者優良認定制度」を創設しました。当制度は、安全・安心な引越サービスを提供すると全日本トラック協会が認められた引越事業者を、引越優良事業者として認定するものであり、該当事業者には優良事業者の証として「引越安心マーク」が交付されます。

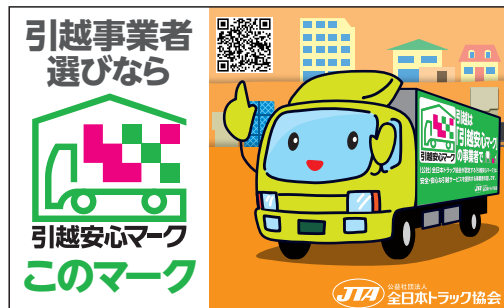
東京都の引越優良事業者 (事業所)

- 株式会社東洋運輸
電話番号: 03-474-4111
事業所名: 株式会社東洋運輸
所在地: 東京都丸の内区神楽坂4-6-12
URL: <http://www.tokai-kyu.co.jp/>
- テツソートラックルーム
電話番号: 03-5620-1111
事業所名: テツソートラックルーム株式会社
所在地: 東京都江東区豊洲1-1-2D
URL: <http://www.tetsu-truck.com/>
- テツソートラックルーム
電話番号: 03-5620-1111
事業所名: 株式会社テツソー

【東京都】 引越事業者優良認定 (事業所)

引越サービス名称	電話番号	事業所名	所在地	事業者(団体)名
アート引越センター	03-3896-0123	独立支店	東京都伊藤町1-36-29	アート引越センター株式会社
アシストライン株式会社	03-5691-1101	アシストライン株式会社	独立区入谷7-5-3	アシストライン株式会社
岡山県貨物運送株式会社	03-3855-2941	独立支店	独立区入谷6-1-1	岡山県貨物運送株式会社
カングルー引越業	03-5857-7599	独立支店	独立区入谷6-1-1 独立トラクタターミナルビル	西濃運輸株式会社
カングルー引越業	03-5857-7601	独立支店	独立区入谷7-19-27	西濃運輸株式会社
サカイ引越センター	03-5647-2780	東京城西支店	独立区2-26-39	株式会社サカイ引越センター
大作輸送株式会社	03-3857-1101	大作輸送株式会社	独立区入谷7-5-3	大作輸送株式会社
ぶくらマイル引越業	0120-158-396	株式会社プロジェクトジャパン東京 埼玉支店 (前橋)	前橋区高島町6丁目1-1	札幌運送株式会社
中越運送株式会社	03-3938-4190	飯橋営業所	飯橋区高島町6丁目1-1 飯橋ラフタービル	中越運送株式会社
豊田引越センター	03-3966-0233	本社営業所	飯橋区小豆沢1-9-4	豊田運送株式会社
アート引越センター	042-377-0123	多摩支店	稲城市西村2114-12	アート引越センター株式会社
アート引越センター	03-5659-0123	東京支店	江戸川区豊島町6-3-4	アート引越センター株式会社
アリスマークの引越社	03-6895-0001	東京本部	江戸川区松本2-34-6 2F	株式会社引越社
アリスマークの引越社	03-5661-6661	江戸川支店	江戸川区松本2-34-6	株式会社引越社
INUI TRADING	03-3686-1254	東京営業所	江戸川区豊島町3-5-1	イヌイ運送株式会社
エーエル プラス株式会社	03-5631-9232	引越東京支店	江戸川区平井7丁目5番32号	エーエル プラス株式会社
大江引越センター	03-3686-6411	大江引越センター 三興運輸株式会社	江戸川区北葛西5-19-2	三興運輸株式会社
岡山県貨物運送株式会社	03-3878-3241	東京支店	江戸川区豊島町6-3-1	岡山県貨物運送株式会社
サカイ引越センター	03-5679-1141	東京東支店	江戸川区船堀5-6-2	株式会社サカイ引越センター
サカイ引越センター	03-5879-0650	江戸川支店	江戸川区松本1-19-13	株式会社サカイ引越センター
サカイ引越センター	03-5679-7060	東京城西支店	江戸川区船堀5-6-2	株式会社サカイ引越センター
サカイ引越センター	03-5879-1577	新小岩支店	江戸川区松本1-19-3	株式会社サカイ引越センター
高澤引越センター	03-5878-0386	高澤東京引越センター	江戸川区北葛西4-11-5	高澤引越センター株式会社
スター引越センター	03-5661-0154	東京支店	江戸川区西一ツ木2-11-9	株式会社スタームビंग

第2号様式太枠内に記載されている情報を掲載します。
※担当者などの個人名は記載されません。



JTA 公益社団法人 **全日本トラック協会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-5
全日本トラック総合会館
TEL.03-3354-1038 FAX.03-3354-1019
ホームページ <https://www.jta.or.jp>